

信用事業業務検定試験
試験問題と解説

為替・決済実務



本書の利用にあたって

1. 本書には、平成29年2月4日実施の第40回信用事業業務検
定試験「為替・決済実務」に出題した試験問題がすべて収
録されています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビル6F
農林中金アカデミー通信検定部
TEL 03-3217-3071
(ダイヤルイン)

「試験問題編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

為替・決済実務

[問1] 決済業務の特色について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済業務は、金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務である。
- (2) 決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携が不可欠である。
- (3) 振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、確実、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済に最も適している。
- (4) 為替金の入金や第三者からの口座振込のほか、公共料金等の自動振替決済など、顧客にとって資金の決済に便利である。
- (5) 決済業務の基幹となっている為替取引は、資金決済に関する法律「資金決済法」により、金融機関のみが取扱いができる金融機関の固有業務である。

[問2] 決済業務の重要性と取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の決済業務は、そのほとんどが流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。
- (2) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の大きな高コストの資金源となっている。
- (3) クレジット等の支払いや給与・年金等の振込は、貯金口座への入金・支払取引であり、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であることから、決済業務を通じて得た情報を戦略的に活用することができる。
- (4) 決済業務の取扱いに際しては、正確、迅速な事務の遂行、約束事の遵守、日時の厳守、物の確実な保管管理などに留意する。
- (5) 決済業務の遂行に際しては、顧客との間の取引事故や金融機関との間の事務処理ミス発生の事故防止にも十分留意する。

[問3] 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替は、為替取引の当事者双方が国内に居住し、同一通貨制度のもとに行われる為替取引をいう。
- (2) 為替の種類には、顧客の資金を他へ送金する「送金為替」と顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる代金取立の「取立為替」がある。
- (3) 振込については、振込依頼人と振込を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係は、「振込規定」に基づいて取扱い、受付後の各種の取扱いなどは、「貯金規定」に基づいて取扱う。
- (4) 代金取立については、取立依頼人と代金取立を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係は、「代金取立規定」に基づいて取扱う。
- (5) 信用事業を行う農協の内国為替業務の取扱いは、農業協同組合法の一部改正により、為替の員外利用の制限および為替取引契約の相手方の制限が撤廃されている。

[問4] 為替業務取扱いに関する根拠法令等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。
- (3) 系統金融機関は、為替業務の実施方法、為替取引の相手方、決済方法などについての内部規定として、信用事業規程を定め、理事会の承認を受けて制定する。
- (4) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に基づいている。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」に基づいている。

[問5] 内国為替取引の契約等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替取扱金融機関相互間の内国為替取引に関する取決めを為替取引契約と呼んでいる。
- (2) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が振込、送金、代金取立、雑為替の内国為替取引に関する為替通知の授受、為替貸借の決済方法などの諸事項について合意したものである。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、振込など為替取引を契約先の金融機関に業務を委託することから、一般に商法で定める「委託契約」と解されている。
- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、民法に定める「消費寄託契約」や「事務管理」などの要素が含まれているといわれている。
- (5) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いによって事故が起こり、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。

[問6] 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統為替取引契約は、為替契約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。
- (3) 系統為替取引契約は、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金がそれぞれ為替契約書を相互に取り交して契約を成立させる双方署名方式がとられている。
- (4) 系統為替取扱準則は、系統金融機関相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。
- (5) 県内為替取扱準則は、系統為替取扱準則の内容を受けて、県内為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。

[問7] 全国銀行内国為替制度(全銀内為制度)の為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークを「全銀ネット」という。
- (2) 内国為替取引および為替決済は、全銀ネットにおける業務方法書、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則等に基づいて行われる。
- (3) 全銀内為制度における加盟金融機関間の為替取引契約は、全銀ネットの定款、内国為替取扱規則等すべての規則等を全加盟金融機関が承認することにより、加盟金融機関相互間において集团的に成立する方式がとられている。
- (4) 全銀ネットの定款、業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則は、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済にも適用される。
- (5) 全銀内為制度の運営管理および内国為替取扱規則、全銀システム利用規則等の制定・改正ならびに全銀システムの運営管理等は、全銀ネットが行っている。

[問8] 全国銀行内国為替制度(全銀内為制度)の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全銀内為制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (2) 全銀内為制度には、農林中央金庫、信連、信漁連ならびに信用事業を行う農業協同組合も加盟している。
- (3) 全銀内為制度における規則体系は、全銀ネット定款の下に全銀ネット業務方法書と同業務方法書取扱規則があり、その下に内国為替取扱規則と全銀システム利用規則がある。
- (4) 内国為替取扱規則は、加盟金融機関相互間の内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めた規定である。
- (5) 農協、信連、信漁連は、清算参加者として、日本銀行における当座勘定により全銀ネットとの間で資金清算を行っている。

[問9] 内国為替取引の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取引の範囲として、内国為替取扱規則では為替取引および資金決済取引の2つを定めている。
- (2) 為替取引とは、「依頼人・受取人(代金取立の場合は支払人)の両者またはそのいずれか一方が仕向店(代金取立の場合は受託店)および被仕向店(代金取立の場合は委託店)と別人格である取引」と規定されている。
- (3) 内国為替取扱規則で規定している為替取引には、法人格の異なる金融機関、顧客の4当事者または、3当事者から成る為替取引が該当し、この為替取引を他行為替と呼んでいる。
- (4) 同一金融機関本支店相互間(または支店相互間)に顧客がかかわる3当事者ないし、2当事者の為替取引を自行為替(本支店為替または本支所為替)と呼んでいる。
- (5) 系統金融機関相互間で行われる為替取引は、系統金融機関においても他行為替と呼んでいる。

[問10] 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取引の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送、新ファイル転送および文書為替の4つがある。
- (2) テレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。
- (3) 振込資金の組戻・取消に伴う資金の返送は、雑為替の付替で処理する。
- (4) 一般通信の通信種目には、照会・依頼・連絡の3つがある。
- (5) 文書為替のメール振込は、為替通知に振込票が使用され、これを郵送によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の請求で行う方式である。

[問 11] 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込の取扱方式には、対顧客取引上は、振込依頼人が振込を急いでいるか否かを基準に「テレ為替による振込」と「文書為替による振込」の2方式があるが、これら取扱方式のいずれによるかは、仕向金融機関が選択することができる。
- (2) テレ為替による「当日扱いの振込」は、被仕向店は仕向店から振込通知(為替通知)を受信した当日または翌営業日の営業時間開始時刻までに受取人の口座へ入金する方法である。
- (3) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信する。
- (4) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するもので、為替取引の先日付振込と文書為替は取扱うことができない。
- (5) 交換振込は、振込票をまとめて文書交換により授受し、資金決済はテレ為替の「請求」で行う。

[問 12] 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との関係は、契約上の法律関係はないが、民法上の信義誠実の原則に則り、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務がある。
- (2) 他行為替による仕向金融機関と被仕向金融機関との関係は、委任契約はないが、民法上の事務管理と消費寄託の法律関係がある。
- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一金融機関の本支店または支店相互間の場合は、自行為替(本支店為替)であり、両者間に法律関係はないが、内国為替取扱規則が適用される。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じ、遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っている。
- (5) 振込金の受取人は、振込を受付けた仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権(貯金債権)を取得するという関係がある。

[問 13] 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関のテレ為替の口座相違防止策について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入する。
- (2) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所と電話番号が判明している場合には、住所と電話番号を記入する。
- (3) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所も電話番号も不明の場合には振込を受付けることができない。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所も電話番号も不明の場合には振込を受付けることができない。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入する。

[問 14] 振込契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼(振込契約の申込み)と仕向金融機関の承諾によって成立する。
- (2) 振込依頼書の受取人名または金額が訂正されているときは、届出印による訂正があっても、新しい依頼書により書き直してもらう。
- (3) 未取引先から、振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れることにより、振込依頼人からの申込みと仕向金融機関の承諾となり、振込契約が成立する。
- (4) 振込機(ATM)による振込契約の成立時期は、仕向金融機関がその内容を直接確認することができないので、被仕向金融機関の受取人口座へ入金されたときに振込契約が成立する。
- (5) 電話による振込依頼に対して、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。

[問 15] 振込資金の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 他行為替では、振込資金として受入れることができるものは現金、自店払いの当座小切手、普通貯金からの払戻し、信用確実な優良取引先の他店小切手に限られている。
- (2) 系統為替では、テレ為替の「当日扱いの振込」に限って、その他他店小切手を振込資金として受入れることを認めており、為替通知には「タテン」の表示をせず、「起算日」(資金化日)を表示して発信する。
- (3) 本支店為替の場合には、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いが一般的である。
- (4) 系統為替において、仕向店が他店小切手を振込資金として受入れたにもかかわらず、「タテン」あるいは「起算日」の表示をしないで発信し、受入れた他店小切手が不渡になって、被仕向店がすでに支払い済であるときは、仕向店と被仕向店が共同してその責任を負う。
- (5) 系統為替において、振込資金として受入れた他店小切手が、その他日銀小切手または自己宛小切手の場合には、現金と同一視できるものとして、「タテン」と「起算日」の表示をしないで発信する。

[問 16] 犯罪収益移転防止法における個人顧客の通常取引での取引時確認について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引時確認における本人特定事項の確認は、公的書類により氏名および住居の確認を行う。
- (2) 取引時確認における顧客管理事項の確認は、取引を行う目的および職業の確認を行う。
- (3) 現金による振込金額が10万円を超えるものは取引時確認が必要である。
- (4) 現金による自己宛小切手の振出は、小切手金額が10万円を超えるものは取引時確認が必要である。
- (5) 他金融機関の自動化機器で10万円を超えるカード振込は、取引時確認が必要である。

[問 17] 振込規定(ひな型)の記載内容について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込機による振込の依頼は、1回および1日あたりの振込金額は、振込依頼人が設定した金額の範囲内とします。
- (2) 電信扱いの場合には、窓口営業時間内に受付けたものは、振込事務繁忙等の理由を問わず、必ず依頼日当日に振込通知を発信します。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。
- (4) 振込契約の成立後に振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、当組合所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書とともに提出してください。
- (5) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において取消の手続により取扱います。

[問 18] 振込依頼書の記入内容確認(JA系統の内国為替事務手続(統一版))について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年月日：当日の日付が記入されているか。
- (2) 振込先：金融機関名、店舗名が為替の店舗一覧に掲載されているか。
- (3) 金額：アラビア数字により明確に記入され、頭部に円記号(¥)が記入されているか。
- (4) 受取人：貯金種目の選択(○印)と口座番号が記入されているか。
受取人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。
- (5) 依頼人：依頼人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。
依頼人の住所が記入されているか。

[問 19] 振込機(A T M等)による振込依頼について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号を正確に入力してください。
- (2) 受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに振込先の支店に照会してください。
- (3) 10万円を超える現金による振込は、振込機では取扱いができません。
- (4) 振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、金融機関は責任を負いません。
- (5) 依頼人への操作方法の説明が不十分であり、誤操作や誤入力が生じたとしてもやむをえないと認められるような事情がある場合には、金融機関は免責されないこともあり得る。

[問 20] 仕向店における「為替通知」の送達について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示の付加コードは、照会を必要とする場合は「1」、照会を不要とする場合は「0」を記入する。
- (2) 系統金融機関の「本所」、「本店」を受信店欄に記入する場合は、正しく「ホンシヨ」、「ホンテン」と記入しないと受信店エラーとなる。
- (3) 受取人名と依頼人名の記入方法は、個人の姓と名、および法人の種類名と法人名ならびに営業所名は、それぞれの間にスペースを入れて分ち書きをする。
- (4) 貯金種目のコードの記入方法は、当座貯金は「1」、普通貯金は「2」、貯蓄貯金は「3」、その他は「9」を記入する。
- (5) 振込通知書付きの振込依頼書による「付帯物件付振込」は、付帯物件を送付する必要があることから、すべて文書為替で取扱い、テレ為替は禁止されている。

[問 21] テレ為替の取扱時間帯等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 営業店における銀行あての発信開始時刻は、9時00分である。
- (2) 営業店における月末日を除く銀行あての発信終了時刻は、15時00分である。
- (3) 営業店における月末日の受信最終時刻は、16時00分である。
- (4) 年末繁忙日等の特殊日の取扱時間については、変更されることがある。
- (5) テレ為替では、仕向店から被仕向店までの為替通知の送達時間は受付してから、30分以内を標準としている。

[問 22] 文書為替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向店、被仕向店として振込票の授受を行う取扱店の範囲については、仕向店は加盟金融機関の全店舗がなりえるが、被仕向店については、取引店が「振込センター」であるか「交換母店」であるかにより異なる。
- (2) メール振込の場合には、「振込送付書」に押印する振込センターの使用印鑑を、あらかじめ加盟金融機関間で取交わし、これを被仕向振込センターが照合することになっている。
- (3) メール振込および交換振込において、為替通知に使用する振込票には、「金額は訂正いたしません」と記載されており、金額の訂正はできないが、受取人名等金額以外の訂正は取引印により訂正することができる。
- (4) 振込依頼人から文書扱いにより振込依頼を受けた際に、これをメール振込で取扱うか交換振込で取扱うかについては、仕向金融機関の任意である。
- (5) 交換振込の取扱いは、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合は、取組日の翌営業日までに持出さなければならない。

[問 23] 仕向店における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼書とともに、依頼人に交付してある振込金受取書および組戻手数料を提出してもらおう。
- (3) 組戻依頼人が貯金者(取引先)でない場合には、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるかどうか照合するとともに、運転免許証等の提示を求めて振込依頼人本人であることを確認する。
- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、被仕向店へ電話連絡し組戻の承諾を得たうえ、所定の文書為替組戻依頼書を送付する。
- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないことを説明して了解を得ておく。

[問 24] 被仕向金融機関(被仕向店)の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金口座への振込入金は、「振込規定」において、振込による貯金の受入を約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (2) テレ為替の当日扱いの振込の入金は、振込通知の受信日に入金する。ただし、振込事務が繁忙なときは翌営業日午前10時までに入金しなければならない。
- (3) テレ為替の先日付振込の入金は、振込通知の受信日から振込指定日までに入金しなければならない。
- (4) 交換振込は、文書交換日の当日中に入金処理しなければならない。
- (5) テレ為替の受信票に「タテン」の表示と起算日「02 - 15」と記入されていた場合は、「その他他店小切手」の受入れによる振込であるので、この資金の払戻しは2月17日以降である(2月15日～2月17日は営業日である)。

[問 25] 被仕向店におけるテレ為替の「当日扱いの振込」の入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示のコードが「照会必要」な場合は、直ちに「一般通信 [照会]」によって仕向店へ照会する。
- (2) 被仕向店の照会に対し、照会日の翌々営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金返却することができる。
- (3) 入金不能分のうち、取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、その旨を仕向店へ連絡し、仕向店から「組戻」依頼を受けて資金を返送する。
- (4) 仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替(当日)]」により行う。
- (5) 資金返送電文において、通信種目を記入する場合は、普通貯金は「フ」、当座貯金は「ト」と記入する。

[問 26] 被仕向金融機関(被仕向店)における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込通知が未着の場合は、その到着を待って、また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。
- (2) 既に受取人の口座に入金済みであるが、受取人から電話により組戻の同意が得られた場合は、組戻通知に該当する振込入金について入金取消を行い、その資金を返金処理する。
- (3) 先日付振込の組戻は、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人の貯金口座への入金処理前であり、被仕向店は組戻に応じなければならない。
- (4) 同一仕向店からの同一依頼人、同一振込指定日にかかる複数の取引についての組戻依頼に対しては、取引1件ごとに資金を返送することなく、1電文にまとめて発信することができる。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、テレ為替による振込の組戻処理と同様であるが、組戻に該当する振込票は返送しないので、自店の責任において適宜処理する。

[問 27] 送金の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 送金は送金人から資金を受入れた仕向金融機関が、受取人の居所の最寄り金融機関(被仕向金融機関)を支払人として、受取人にその資金を支払う方法である。
- (2) 送金には、普通送金と国庫送金の2種目がある。
- (3) 普通送金の依頼人は、法人および国、地方公共団体等に限定されている。
- (4) 普通送金は、送金的手段として送金小切手が使われる。
- (5) 国庫送金は、国(諸官庁)が債権者に国庫金を支払うための送金方法で、支払手段として国庫金送金通知書が使われる。

[問 28] 雑為替の為替種目「付替」・「請求」の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関に対して「付替」で行う。
- (2) 集中取立の資金決済は、委託金融機関が受託金融機関に対して「請求」で行う。
- (3) 集中取立の組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関に対して「請求」で行う。
- (4) 集中取立の不渡の資金決済は、委託金融機関が受託金融機関に対して「付替」で行う。
- (5) 振込金の組戻の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関に対して「請求」で行う。

[問 29] 振込取引にかかる一般通信について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向店への入金不能分の照会は、一般通信の「照会」で行う。
- (2) 被仕向店からの照会の回答は、一般通信の「回答」で行う。
- (3) 被仕向店への口座番号の訂正依頼は、一般通信の「訂正」で行う。
- (4) 仕向店への組戻の承諾は、一般通信の「回答」で行う。
- (5) 被仕向店への金額相違による取消依頼は、一般通信の「依頼」で行う。

[問 30] テレ為替にかかる電文の取消・訂正について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 電文の取消とは、金融機関の錯誤により発信した電文(原電文)の全内容を取消することをいう。
- (2) 電文の訂正とは、金融機関の錯誤あるいは取組依頼人からの申出により原電文の一部を訂正することをいう。
- (3) 重複発信をした場合は、電文の取消を行う。
- (4) 取扱日相違をした場合は、電文の訂正を行う。
- (5) 「振込(当日)」の取消依頼電文は、誤って発信した電文発信日の翌営業日までに発信する。

[問 31] 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が取引先等から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うことから、民法に定める委任と解されている。
- (2) 取立依頼人は、委託金融機関に対して証券類の取立を委託するものであることから、取立依頼人と委託金融機関の関係は、委任契約の当事者関係が存在する。
- (3) 委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める善良なる管理者の注意義務をもって取立事務を処理することが必要である。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および両金融機関で締結された為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、金融機関が取立手形を支払人に呈示し、支払人は手形の支払いに応じることから、民法に定める委任関係が存在する。

[問 32] 実務上、代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、証券類は貯金口座に直ちに受入れできないものとします。

- (1) 約束手形、小切手
- (2) 引受人が記載されていない為替手形
- (3) 受付時に金額が確定していない旅館券
- (4) 公社債、利札
- (5) 譲渡性貯金証書

[問 33] 代金取立規定(ひな型)に定める規定の内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は補充する義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (3) 当組合が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に貯金元帳に入金記帳します。
- (4) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の当日までに組合所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出してください。
- (5) 代金取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

[問 34] 手形法に定める約束手形の手形要件でないものを1つ選びなさい。

- (1) 支払地
- (2) 支払場所
- (3) 支払期日
- (4) 振出地
- (5) 振出人の署名

[問 35] 手形の裏書とその効力について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされるが、実質的な権利者である場合に限り、手形上の権利を行使することができる。
- (2) 裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者となることを資格授与的効力という。
- (3) 取立委任裏書における裏書人は、手形上の実質的な権利者であり、担保的効力はなく、被裏書人は譲渡裏書ができない。
- (4) 被裏書人として記載された人は、手形上の権利者としての資格が認められることを権利移転的効力という。
- (5) 裏書人は被裏書人に対しては、手形金額を償還する義務があるという担保的効力はあるが、その後の手形関係人に対しては、担保的効力がない。

[問 36] 小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の振出日は、実際に振出した日でない日を表示しても小切手は有効であるが、暦にある日でなければならない。
- (2) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて10日間である。
- (3) 小切手の支払委託の取消は、呈示期間内にも取消の効力がある。
- (4) 記名式小切手や指図式小切手は、譲渡することができない。
- (5) 先日付小切手は、小切手法において振出日に支払呈示することが定められている。

[問 37] 線引小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 2本の平行線が引いてあるものは一般線引小切手で、2本の平行線内に「銀行」と記載されているものは特定線引小切手である。
- (2) 小切手に線引をすることができるのは、小切手の振出人のみである。
- (3) 一般線引小切手の支払いは、自己の取引先または他の金融機関に対してでなければ支払うことはできない。
- (4) 特定線引小切手の支払金融機関は、その線内で指定された金融機関または他の金融機関に限り支払うことができる。
- (5) 特定線引を一般線引にすることはできるが、一般線引を特定線引にすることはできない。

[問 38] 不渡手形の返還と不渡処分について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 不渡手形をやむを得ない理由により、逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日午前10時までに持出金融機関の店頭で返還することができる。
- (2) 不渡事由「依頼返却」は、0号不渡事由に該当し、不渡届の提出が必要である。
- (3) 第1号不渡事由「資金不足」と第2号不渡事由「契約不履行」とが重複しているときは、「資金不足」が優先するので、第1号不渡届を提出する。
- (4) 不渡手形・小切手の交換日(呈示日)から1年以内に、再び手形・小切手を不渡とした振出人または引受人は取引停止処分となる。
- (5) 第2号不渡事由である「契約不履行」、「偽造」、「変造」は、異議申立提供金の免除を請求できる。

[問 39] 代金取立の仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全国銀行内国為替制度における代金取立方式は、集中取立、期近手形集中取立および個別取立の3つの方式がある。
- (2) 内国為替取扱規則では、代金取立の利用基準は「集中取立優先利用原則」により、集中取立によることを原則としている。
- (3) 集中取立の委託店の処理は、期日当日に依頼人の貯金口座に「タテン表示」付きで入金して手形期日当日は資金の払出しを留保し、払戻可能日は期日の翌営業日である。
- (4) 個別取立は、手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付し、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する取立方式である。
- (5) 農協、漁協、水加協が委託する手形の場合は、標準的な例では手形期日の15営業日前までに信連、信漁連の集手センターに到着するよう発送する。

[問 40] 代金取立の委託店の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の受付にあたっては、最初に依頼人が貯金取引先であることを確認したうえで、手形・小切手要件の形式点検、手形の裏書は連続しているかなど点検する。
- (2) 取立手形を個別取立で処理する場合は、取立委任裏書または「金融機関相互間取立委任印」(スタンプ)を裏書欄に押印する。
- (3) 個別取立の入金処理は、受託店からテレ為替により個別取立の入金報告を受信したときは、期日別に保管中の個別取立手形送達状(控)と照合のうえ、依頼人の貯金口座へ入金する。
- (4) 集中取立で委託した手形が不渡となったときは、期日の翌営業日までに受託店または受託集手センターから不渡通知が発信されるので、受信後直ちに入金を取消し、不渡手形金額を「付替」で資金返送する。
- (5) 不渡手形を依頼人へ返却する際は、取立委任裏書(またはスタンプ)を抹消する。

[問 41] 公金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。
- (2) 国庫金の主な種類には、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金、預託金などがある。
- (3) 国庫金は、日本銀行に対する政府の預金として管理されており、日本銀行は政府の預金を持つ唯一の機関として、あらゆる種類の国庫金を取扱っている総合的な出納機関となっている。
- (4) 日本銀行の事務取扱店は、日本銀行本支店のほか、日本銀行代理店および日本銀行歳入代理店に限られている。
- (5) 地方公金の収納や支出事務の取扱いができる金融機関は、地方公共団体が指定する指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関に限られている。

[問 42] 国庫金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金振込の事務は、農協・漁協の店舗においては、農林中金の代理店・復代理店として取扱いをしている。
- (2) 国庫金振込である厚生年金、国民年金等の年金給付金の定時払は、年6回、奇数月の15日が振込指定日である。
- (3) 日本銀行本支店からの国庫金振込明細票等による振込は、農林中金本支店(農林中金東京振込センターを含む)が、振込依頼を受け、テレ為替または文書為替により被仕向店の信連、農協、信漁連、漁協へ送付する。
- (4) 歳出金集中払等の振込の場合、被仕向店は送達された振込明細の振込要項と一致する貯金口座がないが、相当の注意を持って受取人の貯金口座を特定した場合は、被仕向店の判断により入金することができる。
- (5) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日までに、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あて発信し、資金返金処理を行う。

[問 43] 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金保険の保険料は、事業主が3分の2、被保険者が3分の1を負担している。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給開始年齢が引き上げられており、男性は昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降に生まれた人は65歳からの支給になる。
- (3) 系統が取扱う農業者年金基金の支給は、年6回偶数月の10日が振込指定日である。
- (4) 国庫金扱いの年金振込の対象となるものは、国から支払われる国民年金と厚生年金の2つである。
- (5) 国庫金年金の取扱対象店舗は、受給者の利便を考慮し、全ての系統金融機関が対象店舗になっている。

[問 44] 給与振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向金融機関は、受給者の口座相違防止として、振込通知に受給者名と口座番号の2つが必須要件である。
- (2) 給与振込データの発信日は、振込指定日の7営業日前から2営業日前までの6日間となっている。
- (3) 民間企業の給与振込については、被仕向金融機関は、振込指定日の午前10時から支払ができるように入金処理しなければならない。
- (4) 金融機関相互間の資金決済日は、民間企業の給与振込は振込指定日前営業日となっている。
- (5) 入金不能分の取扱いは、仕向店への電話連絡を省略し、直ちに雑為替「付替」により資金を返送する。

[問 45] 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者(利用者)の三者で、それぞれ相互に契約を取り交わしており、この三者の法律関係は委任契約とされている。
- (2) 貯金者と収納機関との関係は、利用者(貯金者)が「口座振替払いに関する届出書」を収納機関へ提出することによって、公共料金などの支払方法の変更について両者の間で約束するという関係である。
- (3) 口座振替における金融機関のメリットとして、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ、取引の定着化と当座性の資金が滞留し、貯金の増加につながるものがあげられる。
- (4) 農協系統の口座振替の仕組みで最も多い例は、信連が収納機関と委託契約を結び、農協との間で再委託契約を行って、実務は個々の農協の本支所が行う方式になっている。
- (5) 口座振替の振替日は、事務の平準化を考えて、できるだけ月末日などの忙しい日に集中することは避けるように、金融機関と貯金者の間で相談して決める。

[問 46] 歳入金の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 歳入金には、厚生年金保険料、国民年金保険料、国立学校の検定料、交通反則金などがある。
- (2) 歳入金の取扱農協の窓口において受入れることのできるものは、一般会計および特別会計の歳入金と国税収納金整理資金に限られている。
- (3) 農協店舗での歳入金の受入資金は、オンライン取次店の窓口において、当店舗に開設している農林中金名義(信連が歳入復代理店の場合は信連名義)の当座貯金(歳入金等受入専用口座)に入金する。
- (4) 交通反則金については、関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎても受入れることができる。
- (5) 納付金額(合計金額)の訂正、なぞり書き、納付金額「0」のものは受入れることができない。

[問 47] 系統マルチペイメントネットワークシステム(MPN)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) MPNとは、収納機関(官公庁、地方公共団体、民間企業)と金融機関を共同のネットワークで結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する決済に関するデータを伝送・活用し、各種サービスを提供するシステムのことをいう。
- (2) MPNの収納サービスは、公共料金・税金などを、ATM、パソコン・モバイルで支払うことができる。
- (3) MPNのサービスには、収納サービス、口座振替受付サービスおよび口座振替データ伝送サービスがあるが、収納サービスのオンライン方式以外はサービスの提供が義務付けられていない。
- (4) ATM・インターネットバンクを利用する顧客は、金融機関窓口での支払いが不要となり、金融機関の営業時間外での支払いができるメリットがある。
- (5) MPNの収納サービスが利用できるのは、系統金融機関の窓口で収納することができる歳入金、地方税、公共料金であれば、パソコン、モバイル等により支払いができる。

[問 48] 預貯金者保護法に基づく盗難カード等の使用に伴う被害補てんについて、誤っているものを1つ選びなさい(金融機関は善意無過失とする)。

- (1) 貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族によって行われた場合は、いっさい補てんされない。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、本人の重大な過失としていっさい補てんされない。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の重大な過失としていっさい補てんされない。
- (4) 被害額について補てん請求するためには、①金融機関に速やかに盗難の届けを提出していること、②金融機関の求めに応じて盗難の事情、状況について十分な説明が行われていること、③金融機関に対し、捜査機関に対する被害届を提出していることなど、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること、この3つの要件が必要である。
- (5) 補てんの対象となる金額は、原則としてカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定される。

[問 49] クレジットカード「JAカード」,「マリンクレジットカード」の商品性について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) クレジットカードの主な基本機能としては、ショッピングとキャッシングの2つの機能がある。
- (2) 一般カードの場合、次年度以降の年会費が無料となる条件は、ショッピング利用が年間12万円以上か電気料金の支払いのいずれかを満たせば無料となる。
- (3) ゴールドカードの年会費は、本人が10,000円(税別)で、家族は3名まで無料である。
- (4) ショッピングの利用代金は、毎月末日締切り、翌月末日に貯金口座から支払いとなる。
- (5) 一般カードとゴールドカードには、国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険が付保されている。

【問 50】 デビットカード(J-Debit)の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) デビットカードとして利用できるキャッシュカードは、カードに「デビット」の機能が登録されているカードに限られる。
- (2) 利用代金の支払方法は、即時引落としであり、分割払いの取扱いはない。
- (3) 利用時間は、加盟店の営業時間内までである。
- (4) デビットカードの利用時は、本人確認として運転免許証等の公的書類を提示する。
- (5) 日本の「J-Debit」は、海外でも利用することができる。

「試験問題解説編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

目 次

内国為替の基本等

問 1	決済業務の特色	28
問 2	決済業務の重要性と取扱上の留意点	29
問 3	内国為替業務の取扱い	30
問 4	為替業務取扱いに関する根拠法令等	30
問 5	内国為替取引の契約等	31
問 6	系統為替取引契約の構成	32
問 7	全国銀行内国為替制度	33
問 8	全国銀行内国為替制度の運営	34
問 9	内国為替取引の範囲	34
問 10	内国為替取引の取扱方式と利用基準	35

振込, 送金, 雑為替

問 11	振込の取扱方式	36
問 12	振込の法律関係 (法的性質)	37
問 13	仕向金融機関のテレ為替の口座相違防止策	38
問 14	振込依頼人との振込契約	39
問 15	振込資金の取扱い	39
問 16	個人顧客の取引時確認	40
問 17	振込規定 (ひな型) の記載内容	41
問 18	振込依頼書の記入内容確認	42
問 19	振込機 (ATM等) による振込依頼	42
問 20	仕向店における「為替通知」の送達	43
問 21	テレ為替の取扱時間帯等	44
問 22	文書為替の取扱い	44
問 23	仕向店における組戻の取扱い	45
問 24	被仕向金融機関 (被仕向店) の取扱い	46
問 25	テレ為替の入金不能分の処理	47
問 26	被仕向店の組戻の取扱い	48
問 27	送金の取扱い	49
問 28	雑為替「付替」・「請求」の取扱い	49
問 29	一般通信の通信種目	50
問 30	テレ為替の取消・訂正	50

代金取立, 手形・小切手

問31	代金取立の法的性質と当事者の法律関係	51
問32	代金取立の対象とならない証券類	52
問33	代金取立規定（ひな型）規定	52
問34	約束手形の手形要件	53
問35	手形の裏書と裏書の効力	53
問36	小切手の取扱い	54
問37	線引小切手の取扱い	55
問38	不渡手形の返還と不渡処分	55
問39	代金取立の仕組み	56
問40	代金取立の委託店の取扱い	57

決済業務

問41	公金制度	58
問42	国庫金振込の取扱い	58
問43	公的年金制度	59
問44	給与振込の取扱い	60
問45	口座振替の取扱い	61
問46	歳入金等の取扱い	62
問47	系統マルチペイメントネットワークシステム（MPN）	62
問48	預貯金者保護法	63
問49	J Aカード, マリンクレジットカード	64
問50	デビットカード（J-D e b i t）	65

正解と解説

為替・決済実務

各問の(1)~(5)の中から正しいものを1つ選んでください。

① 内国為替の基本等

決済業務の特色

問 1 決済業務の特色について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済業務は、金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務である。
- (2) 決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携が不可欠である。
- (3) 振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、確実、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済に最も適している。
- (4) 為替金の入金や第三者からの口座振込のほか、公共料金等の自動振替決済など、顧客にとって資金の決済に便利である。
- (5) 決済業務の基幹となっている為替取引は、資金決済に関する法律「資金決済法」により、金融機関のみが取扱いができる金融機関の固有業務である。

正解率 92%

正解 (5)



- (1) 公共料金等の口座振替や年金、給与の個人口座への振込等の決済業務は、金融機関が支払人と受取人との間に介在し、その依頼に基づいて顧客の貯金口座を通じて資金の振替決済を行う業務である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 決済業務は遠隔地の第三者を含む広域取引であり、決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携が不可欠である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、確実、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済に最も適している。したがって、(3)は正しい。
- (4) 決済業務は、為替金の入金や第三者からの口座振込、年金・給与振込のほか、公共料金、クレジット代金、授業料、ネットサービス等の自動振替決済など、顧客にとって資金の決済に便利である。したがって、(4)は正しい。
- (5) 決済業務の基幹となっている為替取引は、金融機関に認められた業務であるが、現在は、資金決済に関する法律「資金決済法」により、金融機関以外

▶解説

の者でも内閣総理大臣の登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

決済業務の重要性と取扱上の留意点

問 2 決済業務の重要性と取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の決済業務は、そのほとんどが流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。
- (2) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の大きな高コストの資金源となっている。
- (3) クレジット等の支払いや給与・年金等の振込は、貯金口座への入金・支払取引であり、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であることから、決済業務を通じて得た情報を戦略的に活用することができる。
- (4) 決済業務の取扱いに際しては、正確、迅速な事務の遂行、約束事の遵守、日時の厳守、物の確実な保管管理などに留意する。
- (5) 決済業務の遂行に際しては、顧客との間の取引事故や金融機関との間の事務処理ミス発生の事故防止にも十分留意する。

正解率 89%

正解 (2)

▶ 解説

(1) 公共料金等の口座振替や給与振込等の自動受取りなど、金融機関の決済業務は、そのほとんどが普通貯金・当座貯金の流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。したがっ

て、(1)は正しい。

(2) 決済業務を通じて移動する資金は、流動性貯金を通じて「入」と「出」があるが、「入」と「出」の差には一定の資金が滞留するので、この滞留資金が金融機関全体でみれば巨額に達し、金融機関の大きな低コストの資金源となっている。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

(3) クレジット等の支払いや給与・年金等の振込は、貯金口座への入金・支払取引であり、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズ、行動パターン等を捕捉し、個々の顧客ニーズにあった商品・機能サービスを提供することができるので、決済業務を通じて得た決済情報を戦略的に活用することができる。したがって、(3)は正しい。

(4) 決済業務の取扱上の留意点として、①決済業務は自店で完結せず、関係する金融機関や公共機関も多いため、決済業務の生命である「正確、迅速な事務の遂行」、②決済業務には取扱金融機関として必ず守らなければならない約束事があり、さらに系統金融機関内での取決めや組合で定めた手続等を遵守する「約束事の遵守」、③決済業務には振込日や振替日、通信時限、不渡返還時限などを遵守する「処理すべき日時の厳守」、④手形・小切手などの「物の確実な保管管理」などに留意する。したがって、(4)は正しい。

(5) 決済業務の遂行に際しては、顧客との間の取引事故が発生しないよう防止に努めるほか、金融機関との間の事務

処理ミス発生の事故防止にも十分留意する。したがって、(5)は正しい。

内国為替業務の取扱い

問 3 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替は、為替取引の当事者双方が国内に居住し、同一通貨制度のもとに行われる為替取引をいう。
- (2) 為替の種類には、顧客の資金を他へ送金する「送金為替」と顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる代金取立の「取立為替」がある。
- (3) 振込については、振込依頼人と振込を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係は、「振込規定」に基づいて取扱い、受付後の各種の取扱いなどは、「貯金規定」に基づいて取扱う。
- (4) 代金取立については、取立依頼人と代金取立を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係は、「代金取立規定」に基づいて取扱う。
- (5) 信用事業を行う農協の内国為替業務の取扱いは、農業協同組合法の一部改正により、為替の員外利用の制限および為替取引契約の相手方の制限が撤廃されている。

正解率 59%

正解 (3)

<input type="checkbox"/>				
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

解説

- (1) 為替は隔地者間の双方が国内に居住しているか、国を異にしているかによって、内国為替と外国為替に区分されるが、内国為替は、為替取引の当事者双方が国内に居住し、同一通貨制度のもとに行われる為替取引をいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) 為替の種類には、顧客の資金を他へ

送金する送金（国庫送金を含む）および振込（国庫金振込を含む）の「送金為替」と顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる代金取立の「取立為替」がある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 振込については、振込依頼人と振込を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係および受付後の為替金の組戻や為替通知の訂正など、各種の取扱いなども「振込規定」に基づいて取扱う。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 代金取立については、代金取立依頼人と代金取立を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係および受付後の手形の組戻や不渡など、各種の取扱いなども「代金取立規定」に基づいて取扱う。したがって、(4)は正しい。
- (5) 信用事業を行う農協の内国為替業務の取扱いは、農業協同組合法の一部改正により、現在は為替の員外利用の制限および為替取引契約の相手方の制限が撤廃されており、全国銀行内国為替制度に加盟している。したがって、(5)は正しい。

為替業務取扱いに関する根拠法令等

問 4 為替業務取扱いに関する根拠法令等について、誤っているものを1つ選びなさい。

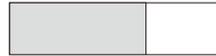
- (1) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為

替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。

- (3) 系統金融機関は、為替業務の実施方法、為替取引の相手方、決済方法などについての内部規定として、信用事業規程を定め、理事会の承認を受けて制定する。
- (4) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に基づいている。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」に基づいている。

正解率 65%

正解 (3)



解説

- (1) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、農業協同組合法または水産業協同組合法の法律上の根拠に基づいて為替業務を取扱うことになるので、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、系統為替のほか、他行為替も取扱うことになるので、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統金融機関は、為替業務の実施方法、為替取引の相手方、決済方法などについての内部規定として、信用事業規程を定め、総会承認後、行政庁の承認を受けて制定する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

る。

- (4) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「農業協同組合法（第10条6項2号、8号）」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（第7条）」に基づいている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令等は、「水産業協同組合法（第11条3項2号、7号）」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令（第5条）」に基づいている。したがって、(5)は正しい。

内国為替取引の契約等

問 5 内国為替取引の契約等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替取扱金融機関相互間の内国為替取引に関する取決めを為替取引契約と呼んでいる。
- (2) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が振込、送金、代金取立、雑為替の内国為替取引に関する為替通知の授受、為替貸借の決済方法などの諸事項について合意したものである。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、振込など為替取引を契約先の金融機関に業務を委託することから、一般に商法で定める「委託契約」と解されている。
- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、民法に定める「消費寄託契約」や「事務管理」などの要素が含まれているといわれている。
- (5) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いによって事故が起こり、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。

正解率 37%

正解 (3)

▶解説

- (1) 内国為替は広範囲な地域におよぶため、他金融機関との間にあらかじめ内国為替取引についての取扱条件等を協定し、相互に遵守する約束をしておく必要がある。この為替取扱金融機関相互間の内国為替取引に関する取決めを「為替取引契約」と呼んでいる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が振込、送金、代金取立、雑為替など、内国為替取引に関する為替通知の授受、為替貸借の決済方法など取扱上の諸事項について合意したものである。したがって、(2)は正しい。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、金融機関相互間で、送金、振込や代金取立を委託し、相手側がこれを承諾することで成立する契約であるので、一般に民法に定める「委任契約」と解されている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、委任契約のほか、為替金の資金決済が行われるまで、金融機関でその資金を運用（消費）することができるという民法に定める「消費寄託契約」や為替取引契約に取決めがない場合でも、相互に信義誠実を旨として事務を処理する必要があるという民法の「事務管理」などの要素が含まれているといわれている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 為替取引契約を締結した金融機関で、為替取引契約の内容に違反した取扱いによって事故が起こり、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。したがって、(5)は正しい。

系統為替取引契約の構成

問 6 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統為替取引契約は、為替契約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。
- (3) 系統為替取引契約は、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金がそれぞれ為替契約書を相互に取り交して契約を成立させる双方署名方式がとられている。
- (4) 系統為替取扱準則は、系統金融機関相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。
- (5) 県内為替取扱準則は、系統為替取扱準則の内容を受けて、県内為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。

正解率 68%

正解 (3)

▶解説

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の為替取引契約をいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統為替取引契約の構成は、為替契

約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。したがって、(2)は正しい。

- (3) 系統為替取引契約は、契約当事者の農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金が為替契約書を相互に取交わさず、農協は信連へ、漁協は信漁連へ、信連、信漁連は農林中金へ契約書を差し入れることによって契約を成立させることにしている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 系統為替取扱準則は、系統金融機関相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 県内為替取扱準則は、系統為替取扱準則の内容を受けて、県内為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。したがって、(5)は正しい。

全国銀行内国為替制度

問 7 全国銀行内国為替制度（全銀内為替制度）の為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークを「全銀ネット」という。
- (2) 内国為替取引および為替決済は、全銀ネットにおける業務方法書、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則等に基づいて行われる。
- (3) 全銀内為替制度における加盟金融機関間の為替取引契約は、全銀ネットの定款、内国為替取扱規則等すべての規則等を全加盟金融機関が承認することにより、加盟金融機関相互間において集团的に成立

する方式がとられている。

- (4) 全銀ネットの定款、業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則は、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済にも適用される。
- (5) 全銀内為替制度の運営管理および内国為替取扱規則、全銀システム利用規則等の制定・改正ならびに全銀システムの運営管理等は、全銀ネットが行っている。

正解率 52%

正解 (4)

--	--

▶解説

- (1) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの略称を「全銀ネット」という。したがって、(1)は正しい。
- (2) 全銀ネットにおいて、定款、業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則を定め、内国為替取引および為替決済はすべてこれらの規則等に基づいて行われる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 全銀内為替制度における加盟金融機関間の為替取引契約は、全銀ネットの定款、業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則を全加盟金融機関が承認することにより、加盟金融機関相互間において集团的に成立する方式がとられている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 全銀ネットの定款、業務方法書、業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則は、加盟金融機関間の内国為替取引および為替決済に適用されるが、系統金融機関相互間の内国為替取引および為替決済は

適用の範囲外である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

(5) 全銀ネットは、全銀内為制度の運営管理をはじめ、内国為替取扱規則、全銀システム利用規則の制定・改正、全銀内為制度への加盟・脱退の承認ならびに全銀システムの運営管理等を行っている。したがって、(5)は正しい。

全国銀行内国為替制度の運営

問 8 全国銀行内国為替制度（全銀内為制度）の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全銀内為制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (2) 全銀内為制度には、農林中央金庫、信連、信漁連ならびに信用事業を行う農業協同組合も加盟している。
- (3) 全銀内為制度における規則体系は、全銀ネット定款の下に全銀ネット業務方法書と同業務方法書取扱規則があり、その下に内国為替取扱規則と全銀システム利用規則がある。
- (4) 内国為替取扱規則は、加盟金融機関相互間の内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めた規定である。
- (5) 農協、信連、信漁連は、清算参加者として、日本銀行における当座勘定により全銀ネットとの間で資金清算を行っている。

正解率 56%

正解 (5)

--	--

解説

(1) 全銀内為制度は、法令により内国為替業務を行うことが認められている金

融機関を加盟金融機関とし、この加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。したがって、(1)は正しい。

(2) 全銀内為制度には、銀行、信用金庫等のほか、農林中央金庫、信連、信漁連ならびに信用事業を行う農業協同組合も加盟している。したがって、(2)は正しい。

(3) 全銀内為制度における規則体系は、全銀ネット定款の下に全銀ネット業務方法書と同業務方法書取扱規則があり、その下に内国為替取扱規則と全銀システム利用規則がある。したがって、(3)は正しい。

(4) 内国為替取扱規則は、加盟金融機関相互間の内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めた規定である。したがって、(4)は正しい。

(5) 農協、信連、信漁連は、日本銀行の当座預金を有していないことから全銀ネットとの間で資金清算を行う清算参加者になりえないことから、代行決済委託金融機関として清算参加者である農林中金に代行決済を委託している。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

内国為替取引の範囲

問 9 内国為替取引の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取引の範囲として、内国為替取扱規則では為替取引および資金決済取引の2つを定めている。
- (2) 為替取引とは、「依頼人・受取人（代金

取立の場合は支出人)の両者またはそのいずれか一方が仕向店(代金取立の場合は受託店)および被仕向店(代金取立の場合は委託店)と別人格である取引」と規定されている。

- (3) 内国為替取扱規則で規定している為替取引には、法人格の異なる金融機関、顧客の4当事者または、3当事者から成る為替取引が該当し、この為替取引を他行為替と呼んでいる。
- (4) 同一金融機関本支店相互間(または支店相互間)に顧客がかかわる3当事者ないし、2当事者の為替取引を自行為替(本支店為替または本支所為替)と呼んでいる。
- (5) 系統金融機関相互間で行われる為替取引は、系統金融機関においても他行為替と呼んでいる。

正解率 66%

正解 (5)

--	--

▶ 解説

- (1) 内国為替取引の範囲として、内国為替取扱規則では為替取引および資金決済取引の2つを定めている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 内国為替取扱規則における為替取引とは、「依頼人・受取人(代金取立の場合は支出人)の両者またはそのいずれか一方が仕向店(代金取立の場合は受託店)および被仕向店(代金取立の場合は委託店)と別人格である取引」と規定されている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 内国為替取扱規則で規定している為替取引には、法人格の異なる金融機関、顧客の4当事者(仕向店と被仕向店が別人格、依頼人と受取人が別人格)または、3当事者(仕向店と被仕向店が

別人格、依頼人と受取人が同一人格)から成る為替取引が該当し、この為替取引を他行為替と呼んでいる。したがって、(3)は正しい。

- (4) 同一金融機関本支店相互間(または支店相互間)に顧客がかかわる3当事者ないし、2当事者の為替取引を自行為替(本支店為替または本支所為替)と呼んでいる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 系統金融機関相互間で行われる為替取引は、本来は他行為替の分類に属するが、系統金融機関においては系統為替と呼んでおり、銀行等との間で行われる為替取引を他行為替と呼んでいる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

内国為替取引の取扱方式と利用基準

問 10 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取引の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送、新ファイル転送および文書為替の4つがある。
- (2) テレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。
- (3) 振込資金の組戻・取消に伴う資金の返送は、雑為替の付替で処理する。
- (4) 一般通信の通信種目には、照会・依頼・連絡の3つがある。
- (5) 文書為替のメール振込は、為替通知に振込票が使用され、これを郵送によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の請求で行う方式である。

正解率 73%

正解 (4)

--	--

▶解説

- (1) 内国為替取引の取扱方式は、テレ為替、MTデータ伝送、新ファイル転送および文書為替の4つがあり、これらの取扱方式は、金融機関相互間で授受する為替通知の送達手段によって区分される。したがって、(1)は正しい。
- (2) テレ為替は、金融機関相互間の為替通知および一般通信を、県内通信システム、系統為替オンラインシステムおよび全銀システムのテレ為替機能により送受信する方式で、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 仕向金融機関から依頼のあった振込資金の組戻・取消に伴う資金の返送は、雑為替の通信種目「付替」で処理する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 一般通信の通信種目には、照会・依頼・連絡・回答の4つがある。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 文書為替のメール振込は、為替通知に振込票を使用し、この振込票を郵送によって振込センター間で授受する振込方式で、金融機関間の資金決済は、被仕向振込センターから仕向振込センター宛に、テレ為替で雑為替の「請求」で行う方式である。したがって、(5)は正しい。

● 振込、送金、雑為替

振込の取扱方式)

問 11 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込の取扱方式には、対顧客取引上は、振込依頼人が振込を急いでいるか否かを基準に「テレ為替による振込」と「文書為替による振込」の2方式があるが、これら取扱方式のいずれによるかは、仕向金融機関が選択することができる。
- (2) テレ為替による「当日扱いの振込」は、被仕向店は仕向店から振込通知（為替通知）を受信した当日または翌営業日の営業時間開始時刻までに受取人の口座へ入金する方法である。
- (3) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信する。
- (4) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するもので、為替取引の先日付振込と文書為替は取扱うことができない。
- (5) 交換振込は、振込票をまとめて文書交換により授受し、資金決済はテレ為替の「請求」で行う。

正解率 64%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 振込の取扱方式には、対顧客取引上は、振込依頼人が振込を急いでいるか否かを基準に「テレ為替による振込」と「文書為替による振込」の2方式があるが、これら取扱方式のいずれによるかは、振込依頼人が選択することであり、仕向金融機関の判断で指定することはできない。したがって、(1)は誤りである。

- (2) テレ為替による「当日扱いの振込」は、被仕向店は仕向店から振込通知(為替通知)を受信した当日、直ちに受取人の口座へ入金する方法である。したがって、(2)は誤りである。
- (3) テレ為替による先日付振込は、仕向店が振込依頼人から振込日を指定した振込依頼書を前もって受付け、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信するものである。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) MTデータ伝送は、全銀システムや系統MTデータ伝送システムを利用して一時に大量の振込通知をまとめて発受信するもので、為替取引の先日付振込と文書為替のほかにも、給与振込などにも利用される。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 交換振込は、振込票をまとめて手形交換所の文書交換規定に基づいて授受し、この資金決済は、被仕向振込センターまたは被仕向交換母店が「振込金交換請求依頼書」を手形交換所に持出すことによって手形交換で決済される。したがって、(5)は誤りである。

振込の法律関係(法的性質)

問 12 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との関係は、契約上の法律関係はないが、民法上の信義誠実の原則に則り、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務がある。
- (2) 他行為替による仕向金融機関と被仕向

金融機関との関係は、委任契約はないが、民法上の事務管理と消費寄託の法律関係がある。

- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一金融機関の本支店または支店相互間の場合は、自行為替(本支店為替)であり、両者間に法律関係はないが、内国為替取扱規則が適用される。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じ、遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っている。
- (5) 振込金の受取人は、振込を受付けた仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権(貯金債権)を取得するという関係がある。

正解率 76%

正解 (4)

--	--

▶ 解説

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との法律関係は、民法上の委任契約であるというのが通説・判例の立場であり、実務もその考え方にそって行われており、仕向金融機関は受任者として、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務がある。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 他行為替による仕向金融機関と被仕向金融機関との関係は、民法上の委任契約であると同時に、民法上の事務管理と消費寄託の関係も含まれていると解されている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一金融機関の本支店または支店相互間の場合は、自行為替(本支店為替)という同一人格内の処理であることから、内国

為替取扱規則は適用されず法律関係は生じない。したがって、(3)は誤りである。

- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、貯金契約により、振込があった場合には遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っており、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じる。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 振込金が入金されると同時に受取人は、被仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権（貯金債権）を取得するという関係がある。したがって、(5)は誤りである。

仕向金融機関のテレ為替の口座相違防止策

問 13 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関のテレ為替の口座相違防止策について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入する。
- (2) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所と電話番号が判明している場合には、住所と電話番号を記入する。
- (3) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所も電話番号も不明の場合には振込を受付けることができない。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所も電話番号も不明の場合には振込を受付けることができない。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所または電話番号が判明している場合

には、そのいずれかを記入する。

正解率 37%

正解 (5)

--	--

▶解説

仕向金融機関における口座相違防止策として、貯金種目・口座番号等の記入方法が内国為替取扱規則に次のとおり定められている。

- (1) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入する。住所も電話番号も不明の場合には、受取人名の漢字の説明を記入する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号のいずれかを記入する。住所も電話番号も不明の場合には、受取人名の漢字の説明を記入する。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所も電話番号も不明の場合には、受取人名の漢字の説明を記入する。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 貯金種目・口座番号とも不明の場合で、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入する。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

振込依頼人との振込契約)

問 14 振込契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼（振込契約の申込み）と仕向金融機関の承諾によって成立する。
- (2) 振込依頼書の受取人名または金額が訂正されているときは、届出印による訂正があっても、新しい依頼書により書き直してもらおう。
- (3) 未取引先から、振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れることにより、振込依頼人からの申込みと仕向金融機関の承諾となり、振込契約が成立する。
- (4) 振込機（ATM）による振込契約の成立時期は、仕向金融機関がその内容を直接確認することができないので、被仕向金融機関の受取人口座へ入金されたときに振込契約が成立する。
- (5) 電話による振込依頼に対して、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。

正解率 63%

正解 (4)

--	--

▶ 解説

- (1) 振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼（振込契約の申込み）と仕向金融機関の承諾によって成立するという民法の諾成契約の性質を有する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込依頼書の受付けに際しては、受取人名または金額が訂正されて訂正箇所届出印による訂正があっても、そのまま受付けることはせず、新しい依頼書により書き直してもらおうのが実務の取扱いである。したがって、(2)は正しい。

- (3) 未取引先から、振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れることにより、振込依頼人からの申込みと仕向金融機関の承諾となり、振込契約が成立する。その際、振込契約成立の証として振込金受取書を交付する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 振込機（ATM）による振込契約の成立時期については、振込規定において、金融機関がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとしている。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 振込契約の法的性質が委任契約であり、委任契約は申込みと承諾により成立する諾成契約の性質を有するので、電話による振込依頼に対しても、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。したがって、(5)は正しい。

振込資金の取扱い)

問 15 振込資金の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 他行為替では、振込資金として受入れることができるものは現金、自店払いの当座小切手、普通貯金からの払戻し、信用確実な優良取引先の他店小切手に限られている。
- (2) 系統為替では、テレ為替の「当日扱いの振込」に限って、その他他店小切手を振込資金として受入れることを認めており、為替通知には「タテン」の表示をせず、「起算日」（資金化日）を表示して発信する。
- (3) 本支店為替の場合には、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、

他店小切手を振込資金とする取扱いが一般的である。

- (4) 系統為替において、仕向店が他店小切手を振込資金として受入れたにもかかわらず、「タテン」あるいは「起算日」の表示をしないで発信し、受入れた他店小切手が不渡になって、被仕向店がすでに支払い済であるときは、仕向店と被仕向店が共同してその責任を負う。
- (5) 系統為替において、振込資金として受入れた他店小切手が、その他日銀小切手または自己宛小切手の場合には、現金と同一視できるものとして、「タテン」と「起算日」の表示をしないで発信する。

正解率 45%

正解 (3)

--	--

▶ 解説

- (1) 他行為替では、振込資金として受入ることができるものは現金、自店払いの当座小切手、普通貯金からの払戻しによる場合などであり、他店小切手については、内国為替取扱規則では「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」と定め、間接的に他店券を振込資金として受入れることを禁止している。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 系統為替では、テレ為替の「当日扱の振込」に限って、他店小切手を振込資金として受入れることを認めているが、為替通知には「タテン」と「起算日」の表示を付けて発信する。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 本支店為替（自行為替）の場合には、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いが一般的である。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 系統為替において、仕向店が他店小切手を振込資金として受入れたにもかかわらず、「タテン」あるいは「起算日」の表示をしないで発信し、受入れた他店小切手が不渡になり、被仕向店がすでに支払済であるときには振込の取消が不可能となり、被仕向店に損害が生じた場合には仕向店がその責任を負う。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 系統為替において、振込資金として受入れた他店小切手が、日銀小切手または自己宛小切手の場合には、現金と同一視できるものとして、「タテン」の表示はしないが、「起算日」（資金化日）の表示をして発信する。したがって、(5)は誤りである。

個人顧客の取引時確認

問 16 犯罪収益移転防止法における個人顧客の通常の取引での取引時確認について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引時確認における本人特定事項の確認は、公的書類により氏名および住居の確認を行う。
- (2) 取引時確認における顧客管理事項の確認は、取引を行う目的および職業の確認を行う。
- (3) 現金による振込金額が10万円を超えるものは取引時確認が必要である。
- (4) 現金による自己宛小切手の振出は、小切手金額が10万円を超えるものは取引時確認が必要である。
- (5) 他金融機関の自動化機器で10万円を超えるカード振込は、取引時確認が必要である。

正解率 47%

正解 (1)

--	--

▶解説

- (1) 取引時確認における本人特定事項の確認は、運転免許証等の公的書類（原本）により氏名、住居および生年月日の確認を行う。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 取引時確認における顧客管理事項の確認は、取引を行う目的および職業の確認を行う。したがって、(2)は正しい。
- (3) 現金による振込金額が10万円を超える為替取引は、取引時確認が必要である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 現金による自己宛小切手の振出は、小切手金額が10万円を超えるものは、取引時確認が必要である。したがって、(4)は正しい。
- (5) 他金融機関の自動化機器（ATM等）で10万円を超えるカード振込については、取引時確認が必要である。したがって、(5)は正しい。

振込規定（ひな型）の記載内容

問 17 振込規定（ひな型）の記載内容について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込機による振込の依頼は、1回および1日あたりの振込金額は、振込依頼人が設定した金額の範囲内とします。
- (2) 電信扱いの場合には、窓口営業時間内に受付けたものは、振込事務繁忙等の理由を問わず、必ず依頼日当日に振込通知を発信します。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振

込資金の受領等の手続をとってください。

- (4) 振込契約の成立後に振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、当組合所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書とともに提出してください。
- (5) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において取消の手続により取扱います。

正解率 67%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 振込規定 2（振込の依頼）(2)②において、振込機による振込の依頼は、「1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。」と定めている。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 振込規定 4（振込通知の発信）(1)①において、「電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。」と定めている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 振込規定 6（取引内容の照会等）(3)において、「入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。」と定めている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 振込規定 7（依頼内容の変更）(1)

のただし書きにおいて、「ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。」と定めており、また、振込規定8（組戻し）(1)①において、「組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。」と定めている。したがって、(4)は誤りである。

(5)振込規定8（組戻し）(1)において、「振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において組戻しの手続により取扱います。」と定めている。したがって、(5)は誤りである。

振込依頼書の記入内容確認

問 18 振込依頼書の記入内容確認（JA系統の内国為替事務手続（統一版））について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年月日：当日の日付が記入されているか。
- (2) 振込先：金融機関名、店舗名が為替の店舗一覧に掲載されているか。
- (3) 金額：アラビア数字により明確に記入され、頭部に円記号（¥）が記入されているか。
- (4) 受取人：貯金種目の選択（○印）と口座番号が記入されているか。受取人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。
- (5) 依頼人：依頼人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。依頼人の住所が記入されているか。

正解率 48%

正解 (5)

--	--

解説

- (1) 年月日欄は、「当日の日付が記入されているか。」記入内容を確認する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込先欄は、「金融機関名、店舗名が為替の店舗一覧に掲載されているか。」記入内容を確認する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 金額欄は、「アラビア数字により明確に記入され、頭部に円記号（¥）が記入されているか。」記入内容を確認する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 受取人欄は、「貯金種目の選択（○印）」、「口座番号が記入されているか。」「受取人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。」記入内容を確認する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 依頼人欄は、「依頼人名が明確に記入され、その上部にフリガナが記入されているか。」「依頼人の住所・電話番号が記入されているか。」記入内容を確認する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

振込機（ATM等）による振込依頼

問 19 振込機（ATM等）による振込依頼について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号を正確に入力してください。
- (2) 受取人の貯金口座に振込金の入金が行

われていない場合には、すみやかに振込先の支店に照会してください。

- (3) 10万円を超える現金による振込は、振込機では取扱いができません。
- (4) 振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、金融機関は責任を負いません。
- (5) 依頼人への操作方法の説明が不十分であり、誤操作や誤入力が生じたとしてもやむをえないと認められるような事情がある場合には、金融機関は免責されないこともあり得る。

正解率 63%

正解 (2)

--	--

▶ 解説

- (1) 振込規定2（振込の依頼）(2)③において、「振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号を正確に入力してください。」と定めている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込規定6（取引内容の照会等）において、「受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。」と定めている。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 10万円を超える現金による振込は、犯罪収益移転防止法における取引時確認として本人特定事項の確認が義務付けられているので、振込機では10万円を超える現金による振込の取扱いはできない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 振込規定2（振込の依頼）(3)において、依頼内容について、「振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。」と定めている。し

たがって、(4)は正しい。

- (5) 依頼人への操作方法の説明が不十分なために、顧客に誤操作や誤入力が生じたとしてもやむをえないと認められるような事情がある場合には、金融機関は免責されないこともあり得る。したがって、(5)は正しい。

仕向店における「為替通知」の送達

問 20 仕向店における「為替通知」の送達について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示の付加コードは、照会を必要とする場合は「1」、照会を不要とする場合は「0」を記入する。
- (2) 系統金融機関の「本所」、「本店」を受信店欄に記入する場合は、正しく「ホンショ」、「ホンテン」と記入しないと受信店エラーとなる。
- (3) 受取人名と依頼人名の記入方法は、個人の姓と名、および法人の種類名と法人名ならびに営業所名は、それぞれの間にスペースを入れて分ち書きをする。
- (4) 貯金種目のコードの記入方法は、当座貯金は「1」、普通貯金は「2」、貯蓄貯金は「3」、その他は「9」を記入する。
- (5) 振込通知書付きの振込依頼書による「付帯物件付振込」は、付帯物件を送付する必要があることから、すべて文書為替で取扱い、テレ為替は禁止されている。

正解率 53%

正解 (3)

--	--

▶ 解説

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示の付加コードは、照会を必要とする場合は「0」、照会を不要とする場合は「1」を記入する。したがって、(1)は誤りである。

- (2) 系統金融機関の「本所」,「本店」を受信店欄に記入する場合は,「ホンショ」,「ホンテン」のいずれを記入してもよいことになっている。したがって, (2)は誤りである。
- (3) 受取人名と依頼人名の記入方法は,個人の性と名, および法人の種類名と法人名ならびに営業所名は, それぞれの間にスペースを入れて分ち書きをする。したがって, (3)は正しく, これが本問の正解である。
- (4) 貯金種目のコードの記入方法は, 普通貯金は「1」, 当座貯金は「2」, 貯蓄貯金は「4」, その他は「9」を記入する。したがって, (4)は誤りである。
- (5) 振込通知書付きの振込依頼書による「付帯物件付振込」は, 付帯物件を被仕向店に送付する必要があることから, 文書為替で取扱うことが原則になっているが, 入学金等納付期限が定められている支払いをこの期限間際に至急扱いで振込依頼を受けた場合は, テレ為替で取扱うことができる。したがって, (5)は誤りである。

テレ為替の取扱時間帯等

問 21 テレ為替の取扱時間帯等について, 正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 営業店における銀行あての発信開始時刻は, 9時00分である。
- (2) 営業店における月末日を除く銀行あての発信終了時刻は, 15時00分である。
- (3) 営業店における月末日の受信最終時刻は, 16時00分である。
- (4) 年末繁忙日等の特殊日の取扱時間については, 変更されることがある。

- (5) テレ為替では, 仕向店から被仕向店までの為替通知の送達時間は受付けてから, 30分以内を標準としている。

正解率 49%

正解 (4)

--	--

解説

- (1) 銀行あての発信開始時刻は, 8時30分である。したがって, (1)は誤りである。
- (2) 月末日を除く銀行あての発信終了時刻は, 15時10分(他行為替上り終了時刻)である。したがって, (2)は誤りである。
- (3) 月末日の受信最終時刻は, 標準15時45分である。したがって, (3)は誤りである。
- (4) 年末繁忙日等の特殊日の取扱時間については, 農林中金がその都度定めるので変更されることがある。したがって, (4)は正しく, これが本問の正解である。
- (5) テレ為替では, 仕向店から被仕向店までの為替通知の送達時間は受付けてから, 1時間以内を標準(標準送達時間)としている。したがって, (5)は誤りである。

文書為替の取扱い

問 22 文書為替の取扱いについて, 誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向店, 被仕向店として振込票の授受を行う取扱店の範囲については, 仕向店は加盟金融機関の全店舗がなりえるが, 被仕向店については, 取引店が「振込センター」であるか「交換母店」であるか

により異なる。

- (2) メール振込の場合には、「振込送付書」に押印する振込センターの使用印鑑を、あらかじめ加盟金融機関間で取交わし、これを被仕向振込センターが照合することになっている。
- (3) メール振込および交換振込において、為替通知に使用する振込票には、「金額は訂正いたしません」と記載されており、金額の訂正はできないが、受取人名等金額以外の訂正は取引印により訂正することができる。
- (4) 振込依頼人から文書扱いにより振込依頼を受けた際に、これをメール振込で取扱うか交換振込で取扱うかについては、仕向金融機関の任意である。
- (5) 交換振込の取扱いは、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合は、取組日の翌営業日までに持出さなければならない。

正解率 73%

正解 (3)

--	--

▶ 解説

- (1) 文書為替において仕向店、被仕向店として振込票の授受を行う取扱店の範囲については、仕向店は加盟金融機関の全店舗がなりえるが、被仕向店については、取引店が「振込センター」であるか「交換母店」であるかにより異なり、取引店が交換母店である場合には、この交換母店と同一手形交換区域内に所在する店舗に限られている。したがって、(1)は正しい。
- (2) メール振込の場合には、振込票を振込センター間で郵送により授受するため、郵送途中の偽造振込票の投入などによる事故を防止するため、「振込送付書」に押印する振込センターの使用

印鑑を、あらかじめ加盟金融機関間で取交わし、これを被仕向センターが照合することになっている。したがって、(2)は正しい。

- (3) メール振込および交換振込において、為替通知に使用する振込票には「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されており、金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 振込依頼人から文書扱いにより振込依頼を受けた際に、これをメール振込で取扱うか交換振込で取扱うかについては、仕向金融機関の任意であるが、より迅速に振込票が送達される取扱方式によることが望ましい。したがって、(4)は正しい。
- (5) 交換振込の取扱いは、手形交換所の文書交換を利用して振込票を授受しているが、文書交換への持出しは、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合は、取組日の翌営業日までに持出さなければならない。したがって、(5)は正しい。

仕向店における組戻の取扱い

問 23 仕向店における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

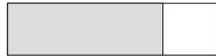
- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼書とともに、依頼人に交付してある振込金受取書および組戻手数料を提出してもらう。
- (3) 組戻依頼人が貯金者(取引先)でない

場合には、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるかどうか照合するとともに、運転免許証等の提示を求めて振込依頼人本人であることを確認する。

- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、被仕向店へ電話連絡し組戻の承諾を得たうえで、所定の文書為替組戻依頼書を送付する。
- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないことを説明して了解を得ておく。

正解率 74%

正解 (4)



---▶解説

- (1) 依頼人と仕向金融機関の間の為替契約の法的性質が一般に委任契約と解されていることから、組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった組戻依頼書とともに、振込を受付けたときに依頼人に交付してある振込金受取書および組戻手数料を提出してもらう。したがって、(2)は正しい。
- (3) 組戻依頼人が貯金者（取引先）でない場合には、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるかどうか照合するとともに、運転免許証等の提示を求めて振込依頼人本人であることを確認する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、すべてテレ為替で取扱うこととなっており、組戻依頼電文に記入する原電文の通信種目および発信番号を「ブン

シヨ」とするほかは、テレ為替による振込の組戻と同様である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないで、組戻依頼人に対して、返金になるまで多少時間がかかることを説明して了解を得ておく。したがって、(5)は正しい。

被仕向金融機関（被仕向店）の取扱い

問 24 被仕向金融機関（被仕向店）の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金口座への振込入金は、「振込規定」において、振込による貯金の受入を約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (2) テレ為替の当日扱いの振込の入金は、振込通知の受信日に入金する。ただし、振込事務が繁忙なときは翌営業日午前10時までに入金しなければならない。
- (3) テレ為替の先日付振込の入金は、振込通知の受信日から振込指定日までに入金しなければならない。
- (4) 交換振込は、文書交換日の当日中に入金処理しなければならない。
- (5) テレ為替の受信票に「タテン」の表示と起算日「02-15」と記入されていた場合は、「その他他店小切手」の受入れによる振込であるので、この資金の払戻しは2月17日以降である（2月15日～2月17日は営業日である）。

正解率 55%

正解 (5)



---▶解説

- (1) 貯金口座への振込入金は、振込規定ではなく、普通貯金・当座貯金等の「貯金規定」に定めており、普通貯金規定では「この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。」と約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。したがって、(1)は誤りである。
- (2) テレ為替の当日扱いの振込金を貯金口座へ入金するときの処理は、振込通知の受信日に入金しなければならない。したがって、(2)は誤りである。
- (3) テレ為替の先日付振込の振込金を貯金口座へ入金するときの処理は、振込指定日に入金しなければならない。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 交換振込の振込金を貯金口座へ入金するときの処理は、文書交換日の翌営業日までに入金処理しなければならない。したがって、(4)は誤りである。
- (5) テレ為替の受信票に「タテン」の表示と起算日「02-15」が記入されていた場合は、「その他他店小切手」の受入れによる振込であるので、起算日の翌営業日の為替通信時限まで資金の払戻を留保し、翌々営業日以降に払戻ができる。よって、この資金の払戻しは2月17日以降である。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

テレ為替の入金不能分の処理

問 25 被仕向店におけるテレ為替の「当日扱いの振込」の入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 入金不能時の仕向店照会表示のコードが「照会必要」な場合は、直ちに「一般

通信[照会]」によって仕向店へ照会する。

- (2) 被仕向店の照会に対し、照会日の翌々営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金返却することができる。
- (3) 入金不能分のうち、取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、その旨を仕向店へ連絡し、仕向店から「組戻」依頼を受けて資金を返送する。
- (4) 仕向店への資金の返送は、「付替[その他の資金付替(当日)]」により行う。
- (5) 資金返送電文において、通信種目を記入する場合は、普通貯金は「フ」、当座貯金は「ト」と記入する。

正解率 75%

正解 (3)



▶ 解説

- (1) 被仕向店における入金不能分の処理において、入金不能時の仕向店照会表示のコードが「0（照会必要）」の場合は、直ちに「一般通信[照会]」によって仕向店へ照会する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 入金不能分にかかる被仕向店の照会に対し、照会日の翌々営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金返却することができる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 入金不能分のうち、取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記し、資金を返送することができる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 入金不能分の仕向店への資金の返送は、「付替[その他の資金付替(当日)]」

によって行う。したがって、(4)は正しい。

- (5) 入金不能分の資金返送電文の記入において、貯金種目を記入する場合には、カナ文字による略語を使い、普通貯金は「フ」、当座貯金は「ト」と記入する。したがって、(5)は正しい。

被仕向店の組戻の取扱い

問 26 被仕向金融機関（被仕向店）における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込通知が未着の場合は、その到着を待って、また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。
- (2) 既に受取人の口座に入金済みであるが、受取人から電話により組戻の同意が得られた場合は、組戻通知に該当する振込入金について入金取消を行い、その資金を返金処理する。
- (3) 先日付振込の組戻は、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人の貯金口座への入金処理前であり、被仕向店は組戻に応じなければならない。
- (4) 同一仕向店からの同一依頼人、同一振込指定日にかかる複数の取引についての組戻依頼に対しては、取引1件ごとに資金を返送することなく、1電文にまとめて発信することができる。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、テレ為替による振込の組戻処理と同様であるが、組戻に該当する振込票は返送しないので、自店の責任において適宜処理する。

正解率 57%

正解 (2)

--	--

▶ 解説

- (1) 振込について組戻依頼電文を受信したときの取扱いは、振込通知が未着の場合は、その到着を待って、また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。したがって、(1)は正しい。

- (2) 既に受取人の口座に入金済みの場合は、受取人の同意が必要であり、受取人から組戻依頼による資金の返金に同意が得られた場合は、通常受取人から貯金払戻請求書または小切手を受取ったうえで、組戻金の返金を受け、その資金を仕向店に返金する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 先日付振込の組戻は、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人の貯金口座への入金処理前であり、被仕向店は組戻依頼に応じなければならない。したがって、(3)は正しい。

- (4) 組戻資金の返金処理は、同一仕向店からの同一依頼人、同一振込指定日にかかる複数の取引についての組戻依頼に対しては、取引1件ごとに資金を返送することなく、1電文にまとめて発信することができる。したがって、(4)は正しい。

- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合、組戻資金の返金処理方法は、テレ為替による振込の組戻処理と同様であるが、組戻に該当する振込票は返送しないので、自店の責任において適宜処理する。したがって、(5)は正しい。

送金の取扱い

問 27 送金の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 送金は送金人から資金を受入れた仕向金融機関が、受取人の居所の最寄り金融機関（被仕向金融機関）を支払人として、受取人にその資金を支払う方法である。
- (2) 送金には、普通送金と国庫送金の2種目がある。
- (3) 普通送金の依頼人は、法人および国、地方公共団体等に限定されている。
- (4) 普通送金は、送金的手段として送金小切手が使われる。
- (5) 国庫送金は、国（諸官庁）が債権者に国庫金を支払うための送金方法で、支払手段として国庫金送金通知書が使われる。

正解率 66%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 送金は、主に受取人が金融機関取引（貯金口座）のない場合に利用されるもので、仕向金融機関が受取人の居所の最寄りの金融機関を支払人とする送金小切手を依頼人に交付し、依頼人が受取人に送金小切手を送付し、その送金小切手を被仕向金融機関に呈示して支払いを受けるといった仕組みである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 送金には、普通送金と国庫送金の2種目がある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 普通送金の依頼人は、地方公共団体に限定されており、個人、法人および国は依頼人になれない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 普通送金は、送金的手段として送金

小切手が使われる。したがって、(4)は正しい。

- (5) 国庫送金は、国（諸官庁）が債権者に国庫金を支払うための送金方法で、支払手段として国庫金送金通知書が使われる。現在、系統金融機関は国庫金の支払場所に認定されていないので取扱いが認められていない。したがって、(5)は正しい。

雑為替「付替」・「請求」の取扱い

問 28 雑為替の為替種目「付替」・「請求」の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関に対して「付替」で行う。
- (2) 集中取立の資金決済は、委託金融機関が受託金融機関に対して「請求」で行う。
- (3) 集中取立の組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関に対して「請求」で行う。
- (4) 集中取立の不渡の資金決済は、委託金融機関が受託金融機関に対して「付替」で行う。
- (5) 振込金の組戻の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関に対して「請求」で行う。

正解率 27%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) メール振込の資金決済は、被仕向金融機関が仕向金融機関に対して「請求」で行う。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 集中取立の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関に対して「付替」で行う。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 集中取立の組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関に対して「請求」で行う。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 集中取立の不渡の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関に対して「請求」で行う。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 振込金の組戻の資金決済は、被仕向金融機関が仕向金融機関に対して「付替」で行う。したがって、(5)は誤りである。

一般通信の通信種目

問 29 振込取引にかかる一般通信について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向店への入金不能分の照会は、一般通信の「照会」で行う。
- (2) 被仕向店からの照会の回答は、一般通信の「回答」で行う。
- (3) 被仕向店への口座番号の訂正依頼は、一般通信の「訂正」で行う。
- (4) 仕向店への組戻の承諾は、一般通信の「回答」で行う。
- (5) 被仕向店への金額相違による取消依頼は、一般通信の「依頼」で行う。

正解率 74%

正解 (3)



▶解説

- (1) 振込入金について、口座番号相違などにより入金不能が生じた場合、仕向店への入金不能分の照会は、一般通信の「照会」で行う。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被仕向店から入金不能等にかかる

照会があった場合、仕向店からの回答は、一般通信の「回答」で行う。したがって、(2)は正しい。

- (3) 被仕向店から口座番号相違について「照会」があった場合、被仕向店への訂正依頼は、一般通信の「依頼」で行う。通信種目は「照会・依頼・連絡・回答」の4種目で「訂正」はない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 仕向店から組戻の依頼があった場合、仕向店への組戻の承諾は、一般通信の「回答」で行う。したがって、(4)は正しい。
- (5) 仕向店が錯誤により振込金額を誤発信した場合、被仕向店への金額相違による取消依頼は、一般通信の「依頼」で行う。したがって、(5)は正しい。

テレ為替の取消・訂正

問 30 テレ為替にかかる電文の取消・訂正について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 電文の取消とは、金融機関の錯誤により発信した電文（原電文）の全内容を取消することをいう。
- (2) 電文の訂正とは、金融機関の錯誤あるいは取組依頼人からの申出により原電文の一部を訂正することをいう。
- (3) 重複発信をした場合は、電文の取消を行う。
- (4) 取扱日相違をした場合は、電文の訂正を行う。
- (5) 「振込（当日）」の取消依頼電文は、誤って発信した電文発信日の翌営業日までに発信する。

正解率 54%

正解 (4)



▶解説

- (1) 電文の取消とは、金額相違、重複発信など金融機関の錯誤により発信した電文（原電文）の全内容を取消することをいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) 電文の訂正とは、種目や口座番号など金融機関の錯誤あるいは取組依頼人からの申出により原電文の一部を訂正することをいう。したがって、(2)は正しい。
- (3) 金融機関の錯誤により重複発信をした場合は、電文の取消を行う。したがって、(3)は正しい。
- (4) 金融機関の錯誤により取扱日相違をした場合は、電文の訂正ではなく、取消を行う。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 「振込（当日）」の取消依頼電文は、誤って発信した電文発信日の翌営業日までに一般通信「依頼」を発信する。したがって、(5)は正しい。

● 代金取立、手形・小切手

代金取立の法的性質と当事者の法律関係

問 31 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が取引先等から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うことから、民法に定める委任と解されている。
- (2) 取立依頼人は、委託金融機関に対して

証券類の取立を委託するものであることから、取立依頼人と委託金融機関の関係は、委任契約の当事者関係が存在する。

- (3) 委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める善良なる管理者の注意義務をもって取立事務を処理することが必要である。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および両金融機関で締結された為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、金融機関が取立手形を支払人に呈示し、支払人は手形の支払いに応じることから、民法に定める委任関係が存在する。

正解率 68%

正解 (5)



▶解説

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が取引先や自己の本支店あるいは他の金融機関から手形その他の証券類の取立依頼を受け、この取立事務を行うものであるから、その法的性質は民法に定める委任と解されている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 取立依頼人は、委託金融機関に対して手形その他の証券類の取立を委託するものであることから、取立依頼人と委託金融機関の関係は、委任契約の当事者関係が存在する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める受任者の注意義務として、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務をもって取立事務を処理することが必要である。

したがって、(3)は正しい。

(4) 委託金融機関は、取立依頼された証券類を自己の本支店または手形交換により支払呈示ができない場合には、さらに他の金融機関に取立依頼をすることになるので、委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および両金融機関間で締結された為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。したがって、(4)は正しい。

(5) 受託金融機関と支払人の関係は、代金取立契約上は直接の契約関係はないので、民法上の委任関係は存在せず、取立依頼人の復代理人として、支払人に証券類の支払いを請求する者と支払義務者の関係がある。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

代金取立の対象とならない証券類

問 32 実務上、代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、証券類は貯金口座に直ちに受入れできないものとします。

- (1) 約束手形、小切手
- (2) 引受人が記載されていない為替手形
- (3) 受付時に金額が確定していない旅館券
- (4) 公社債、利札
- (5) 譲渡性貯金証書

正解率 58%

正解 (2)

--	--

▶解説

代金取立の対象となる取扱証券類は、代金取立規定において「手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証

券のうち、貯金口座へ直ちに受入れができないものは、代金取立として取扱います。」と規定しており、手形等の有価証券に限らず、貯金証書等の金銭債権を表す証券類や受付時に金額が確定していない旅館券等も代金取立の対象となる。

よって、代金取立の対象となるのは、(1)(3)(4)(5)であり、(2)の引受人（支払人）が記載されていない為替手形は、代金取立規定において引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負わないと規定しており、実務上は代金取立の対象とならない。したがって、(2)は代金取立の対象とならない証券類であり、これが本問の正解である。

代金取立規定（ひな型）規定

問 33 代金取立規定（ひな型）に定める規定の内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は補充する義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (3) 当組合が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に貯金元帳に入金記帳します。
- (4) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の当日までに組合所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出してください。
- (5) 代金取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

正解率 63%

正解 (4)

--	--

▶解説

- (1) 代金取立規定2（要件の補充等）(1)において、「手形要件，小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は補充する義務を負いません。」と規定している。したがって，(1)は正しい。
- (2) 代金取立規定2（要件の補充等）(3)において、「手形，小切手の取立にあたっては，複記のいかんにかかわらず，所定の金額欄記載の金額によって取扱います。」と規定している。したがって，(2)は正しい。
- (3) 代金取立規定6（取立代金の入金）(1)において、「当組合が「期日入金手形」として取扱ったものについては，その手形金額を支払期日に貯金元帳に入金します。」と規定している。したがって，(3)は正しい。
- (4) 代金取立規定8（証券類の組戻し）(1)において、「証券類の組戻しを依頼する場合には，支払期日の前日までに組合所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出してください。」と規定している。よって，組戻し依頼は支払期日の当日までというのは誤りである。したがって，(4)は誤りであり，これが本問の正解である。
- (5) 代金取立規定10（譲渡，質入れの禁止）において、「代金取立の委託に基づく依頼人の権利は，譲渡，質入れすることはできません。」と規定している。したがって，(5)は正しい。

約束手形の手形要件

問 34 手形法に定める約束手形の手形要件でないものを1つ選びなさい。

件でないものを1つ選びなさい。

- (1) 支払地
- (2) 支払場所
- (3) 支払期日
- (4) 振出地
- (5) 振出人の署名

正解率 36%

正解 (2)

--	--

▶ 解説

手形法（第75条）に定める約束手形の手形要件は，①約束手形文句，②手形金額，③支払約束文句，④支払期日，⑤支払地，⑥受取人，⑦振出日，⑧振出地，⑨振出人の署名である。このうち，①③⑤は手形面にあらかじめ印刷されている。したがって，(2)の支払場所は手形要件ではなく，これが本問の正解である。

手形の裏書と裏書の効力

問 35 手形の裏書とその効力について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 裏書の連続した手形の占有者は，適法な所持人とみなされるが，実質的な権利者である場合に限り，手形上の権利を行使することができる。
- (2) 裏書人から被裏書人に，手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し，被裏書人が手形上の権利者となることを資格授与的効力という。
- (3) 取立委任裏書における裏書人は，手形上の実質的な権利者であり，担保的効力はなく，被裏書人は譲渡裏書ができない。
- (4) 被裏書人として記載された人は，手形上の権利者としての資格が認められることを権利移転的効力という。
- (5) 裏書人は被裏書人に対しては，手形金額を償還する義務があるという担保的効力はあるが，その後の手形関係人に対しては，担保的効力がない。

正解率 34%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされ、必ずしも実質的な権利者かどうかということは問題とせず、裏書が形式的に連続していれば、手形所持人は手形上の権利を行使することができる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 手形法においては、裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者となることを「権利移転的効力」という。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 取立委任裏書における裏書人は、自己に代わって手形債権取立の権利を行使する代理権を被裏書人に与えただけであるから、裏書人は、依然として手形上の実質的な権利者であり、また担保的効力もない。このため、被裏書人は取立委任のための裏書はできるが、譲渡裏書はできない。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 手形法においては、被裏書人として記載された人は、手形上の権利者としての資格が認められることを「資格授与的効力」という。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 手形法においては、裏書人は被裏書人およびその後の手形関係人に対して支払いの責任を負うという「担保的効力」があるので、手形所持人に対し、裏書人は手形金額を償還する義務があ

る。したがって、(5)は誤りである。

小切手の取扱い

問 36) 小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の振出日は、実際に振出した日でない日を表示しても小切手は有効であるが、暦にある日でなければならない。
- (2) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて10日間である。
- (3) 小切手の支払委託の取消は、呈示期間内のみ取消の効力がある。
- (4) 記名式小切手や指図式小切手は、譲渡することができない。
- (5) 先日付小切手は、小切手法において振出日に支払呈示することが定められている。

正解率 46%

正解 (1)

--	--

▶解説

- (1) 小切手の振出日は、判例において暦にない日を記載してあるときは、その小切手は無効とされているので、振出日は暦にある日でなければならないが、先日付小切手のように実際に振出した日でない日を表示しても小切手は有効である。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 小切手法において支払呈示期間は、振出日の翌日から起算して10日間であるので、振出日を含めると11日間である(第29条1項)。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 小切手法において、小切手の支払委託の取消は、呈示期間経過後においてのみ取消の効力があると規定している

(第32条1項)。したがって、(3)は誤りである。

(4) 小切手法において、記名式小切手や指図式小切手は、裏書をするることによって譲渡することができるものと規定している(第14条1項)。したがって、(4)は誤りである。

(5) 小切手法において、小切手は一覧払とされている(第28条1項)。また、振出日付より前に支払呈示した小切手は、呈示の日において支払うべきものと規定されている(第28条2項)。よって、先日付小切手は、小切手法のうえでは振出日に関係なく支払呈示することができる。したがって、(5)は誤りである。

線引小切手の取扱い

問 37 線引小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

(1) 2本の平行線が引いてあるものは一般線引小切手で、2本の平行線内に「銀行」と記載されているものは特定線引小切手である。

(2) 小切手に線引をすることができるのは、小切手の振出人のみである。

(3) 一般線引小切手の支払いは、自己の取引先または他の金融機関に対してでなければ支払うことはできない。

(4) 特定線引小切手の支払金融機関は、その線内で指定された金融機関または他の金融機関に限り支払うことができる。

(5) 特定線引を一般線引にすることはできるが、一般線引を特定線引にすることはできない。

正解率 41%

正解 (3)



(1) 2本の平行線を引いたままのもの、平行線内に「銀行」などと記載したものを一般線引小切手、2本の平行線内に特定の金融機関名を記載したものを特定線引小切手という(小切手法第37条3項)。したがって、(1)は誤りである。

(2) 小切手に線引をすることができるのは、小切手の振出人または所持人である(小切手法第37条3項)。したがって、(2)は誤りである。

(3) 一般線引小切手の支払いは、自己の取引先または他の金融機関に対してでなければ支払うことはできない(小切手法第38条1項)。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

(4) 特定線引小切手の支払金融機関は、その線内で指定された金融機関に限り支払うことができる(小切手法第38条2項)。したがって、(4)は誤りである。

(5) 一般線引を特定線引にすることはできるが、特定線引を一般線引にすることはできない(小切手法第37条4項)。したがって、(5)は誤りである。

不渡手形の返還と不渡処分

問 38 不渡手形の返還と不渡処分について、正しいものを1つ選びなさい。

(1) 不渡手形をやむを得ない理由により、逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日午前10時までに持出金融機関の店頭で返還することができる。

(2) 不渡事由「依頼返却」は、0号不渡事由に該当し、不渡届の提出が必要である。

(3) 第1号不渡事由「資金不足」と第2号不渡事由「契約不履行」とが重複しているときは、「資金不足」が優先するので、

▶ 解説

第1号不渡届を提出する。

- (4) 不渡手形・小切手の交換日（呈示日）から1年以内に、再び手形・小切手を不渡とした振出人または引受人は取引停止処分となる。
- (5) 第2号不渡事由である「契約不履行」、「偽造」、「変造」は、異議申立提供金の免除を請求できる。

正解率 73%

正解 (3)

--	--

---▶解説

- (1) 不渡手形をやむを得ない理由により、逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日午前11時までに持出金融機関の店頭に返還することができる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 不渡届の提出が必要なものは、第1号および第2号不渡事由の場合であり、不渡事由「依頼返却」は、0号不渡事由に該当するので不渡届の提出は不要である。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複しているときは、第1号不渡事由が優先するので、第1号不渡届「資金不足」を提出する。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 不渡手形・小切手の交換日（呈示日）から6か月の期間内に、再び手形・小切手を不渡とした振出人または引受人について、2回目の不渡届が提出され条件が満たされたときに取引停止処分となる。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 異議申立提供金の免除を請求できる不渡事由は、第2号不渡事由のうち「偽造」、「変造」の場合である。したがっ

て、(5)は誤りである。

代金取立の仕組み

問 39 代金取立の仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全国銀行内国為替制度における代金取立方式は、集中取立、期近手形集中取立および個別取立の3つの方式がある。
- (2) 内国為替取扱規則では、代金取立の利用基準は「集中取立優先利用原則」により、集中取立によることを原則としている。
- (3) 集中取立の委託店の処理は、期日当日に依頼人の貯金口座に「タテン表示」付きで入金して手形期日当日は資金の払出しを留保し、払戻可能日は期日の翌営業日である。
- (4) 個別取立は、手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付し、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する取立方式である。
- (5) 農協、漁協、水加協が委託する手形の場合は、標準的な例では手形期日の15営業日前までに信連、信漁連の集手センターに到着するよう発送する。

正解率 49%

正解 (3)

--	--

---▶解説

- (1) 全国銀行内国為替制度における代金取立の代金取立方式は、集中取立、期近手形集中取立および個別取立の3つの方式がある。したがって、(1)は正しい。
- (2) 内国為替取扱規則では、代金取立の利用基準は「集中取立優先利用原則」により、集中取立によることを原則とし、集中取立扱いができないものは、期近手形集中取立または個別取立によるものと定めている。したがって、(2)

は正しい。

- (3) 集中取立の委託店の処理は、期日当日に依頼人の貯金口座に「タテン表示」付きで入金し、不渡通知を受信する可能性のある手形期日の翌営業日中は資金の払出しを留保しておく。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 個別取立は、手形類を1件ごとに委託店から直接受託店あてに送付し、受託店は手形類1件ごとに入金報告または不渡通知を委託店あてに通知する取立方式である。したがって、(4)は正しい。
- (5) 全国銀行内国為替制度の集手センター間では期日の7営業日前までに手形を授受することになっている。そのためには農協、漁協、水加協が委託する手形の場合は、受託集手センター側の事務所要日数や受託センターまでの送達日数などを見込んで、標準的な例では手形期日の15営業日前までに信連、信漁連の集手センターに到着するように発送する。したがって、(5)は正しい。

代金取立の委託店の取扱い

問 40 代金取立の委託店の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の受付けにあたっては、最初に依頼人が貯金取引先であることを確認したうえで、手形・小切手要件の形式点検、手形の裏書は連続しているかなど点検する。
- (2) 取立手形を個別取立で処理する場合は、取立委任裏書または「金融機関相互間取立委任印」(スタンプ)を裏書欄に押印する。
- (3) 個別取立の入金処理は、受託店からテレ

為替により個別取立の入金報告を受信したときは、期日別に保管中の個別取立手形送達状(控)と照合のうえ、依頼人の貯金口座へ入金する。

- (4) 集中取立で委託した手形が不渡となったときは、期日の翌営業日までに受託店または受託集手センターから不渡通知が発信されるので、受信後直ちに入金を取消し、不渡手形金額を「付替」で資金返送する。
- (5) 不渡手形を依頼人へ返却する際は、取立委任裏書(またはスタンプ)を抹消する。

正解率 64%

正解 (4)

--	--

▶解説

- (1) 代金取立の依頼は取引先に限られるので、代金取立の受付けにあたっては、最初に依頼人が貯金取引先であることを確認したうえで、手形・小切手要件の形式点検、手形の裏書は連続しているかなど点検する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 取立手形を個別取立で処理する場合は、委託店の代表者の署名捺印をした取立委任裏書または「金融機関相互間取立委任印」(スタンプ)を裏書欄に押印する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 個別取立の入金処理は、受託店からテレ為替により個別取立の入金報告を受信したときは、期日別に保管中の個別取立手形送達状(控)と照合のうえ、依頼人の貯金口座へ入金する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 集中取立で委託した手形が不渡となったときは、期日の翌営業日までに受託店または受託集中センターから「請求[集手・期近の不渡通知]」によ

て不渡通知が発信される。この「請求」により不渡手形金額は資金決済される。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 不渡手形を依頼人へ返却する際は、依頼人から返却手形受取書と不渡手数料を受取り、受取書の受領印を届出印と照合し、依頼人本人であることを確認したうえで、取立委任裏書（またはスタンプ）を抹消して、不渡手形を返却する。したがって、(5)は正しい。

● 決済業務

公 金 制 度

問 41 公金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。
- (2) 国庫金の主な種類には、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金、預託金などがある。
- (3) 国庫金は、日本銀行に対する政府の預金として管理されており、日本銀行は政府の預金を持つ唯一の機関として、あらゆる種類の国庫金を取扱っている総括的な出納機関となっている。
- (4) 日本銀行の事務取扱店は、日本銀行本支店のほか、日本銀行代理店および日本銀行歳入代理店に限られている。
- (5) 地方公金の収納や支出事務の取扱いができる金融機関は、地方公共団体が指定する指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関に限られている。

正解率 33%

正解 (4)

▶ 解説

- (1) 公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 日本銀行国庫金取扱規程における出納経理上の国庫金の種類は、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金、預託金、保管金、財政融資資金預託金、その他の国庫金がある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 現在の国庫制度は、預金制度を採用しているため、国庫金は、日本銀行に対する政府の預金として管理されており、日本銀行は政府の預金を持つ唯一の機関として、あらゆる種類の国庫金を取扱っている総括的な出納機関となっている。したがって、(3)は正しい。

- (4) 日本銀行の事務取扱店は、日本銀行本支店のほか、日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および日本銀行歳入復代理店を民間金融機関に委託している。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 地方公金の収納や支出事務の取扱いができる金融機関は、地方公共団体が指定する指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関に限られている。したがって、(5)は正しい。

国庫金振込の取扱い

問 42 国庫金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金振込の事務は、農協・漁協の店舗においては、農林中金の代理店・復代理店として取扱いをしている。
- (2) 国庫金振込である厚生年金、国民年金

等の年金給付金の定時払は、年6回、奇数月の15日が振込指定日である。

- (3) 日本銀行本支店からの国庫金振込明細票等による振込は、農林中金本支店（農林中金東京振込センターを含む）が、振込依頼を受け、テレ為替または文書為替により被仕向店の信連、農協、信漁連、漁協へ送付する。
- (4) 歳出金集中払等の振込の場合、被仕向店は送達された振込明細の振込要項と一致する貯金口座がないが、相当の注意を持って受取人の貯金口座を特定した場合は、被仕向店の判断により入金することができる。
- (5) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日までに、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あて発信し、資金返金処理を行う。

正解率 82%

正解 (2)



▶ 解説

- (1) 国庫金振込の事務取扱は、信連（1県1農協を含む）・信漁連（1県1漁協を含む）の店舗に農林中金の代理店（農林中金の業務代理）として、農協・漁協の店舗に農林中金の復代理店（信連・信漁連の業務代理）として、信連・信漁連と農協・漁協との間に締結した為替業務代理契約において、国庫金振込の取扱いをしている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 国庫金振込である厚生年金、国民年金、船員保険年金、労災年金からなる年金給付金の定時払は、年6回、偶数月の15日が振込指定日であり、奇数月の15日は随時払の振込指定日であ

る。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 日本銀行本支店からの国庫金振込明細票等による振込は、農林中金本支店（農林中金東京振込センターを含む）が、国庫送金依頼書、振込明細票等と振込資金を受け、テレ為替または文書為替により信連・信漁連振込センターを経由し、被仕向店の信連、農協、信漁連、漁協へ送付する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 歳出金集中払等の振込の場合、被仕向店は送達された振込明細表の振込要項と一致する貯金口座がないが、相当の注意を持って受取人の貯金口座を特定した場合は、被仕向店の判断により入金することができる。したがって、(4)は正しい。
- (5) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日までに、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あてに発信し、資金返金処理を行う。したがって、(5)は正しい。

公 的 年 金 制 度

問 43 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金保険の保険料は、事業主が3分の2、被保険者が3分の1を負担している。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給開始年齢が引き上げられており、男性は昭和36年（女性は昭和41年）4月2日以降に生まれた人は65歳からの支給になる。

- (3) 系統が取扱う農業者年金基金の支給は、年6回偶数月の10日が振込指定日である。
- (4) 国庫金扱いの年金振込の対象となるものは、国から支払われる国民年金と厚生年金の2つである。
- (5) 国庫金年金の取扱対象店舗は、受給者の利便を考慮し、全ての系統金融機関が対象店舗になっている。

正解率 38%

正解 (2)



▶解説

- (1) 厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額と賞与の額に所定の保険料率をかけて計算し、事業主と被保険者が折半で負担している。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給開始年齢が引き上げられており、男性は昭和36年（女性は昭和41年）4月2日以降に生まれた人は65歳からの支給になる。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 系統が取扱う農業者年金基金の支給は、2月、5月、8月、11月のそれぞれ10日が振込指定日である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 国庫金扱いの年金振込の対象となるものは、国から支払われる国民年金と厚生年金、船員保険年金、労災年金の4つである。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 系統金融機関の全店舗が取扱うことができる年金には、農林中金の特例年金と恩給とがあり、国民年金、厚生年金、船員保険年金、労災年金は、日本銀行が承認した国庫金振込指定店舗

(国振指定店舗)に限られているので、全ての系統金融機関が対象店舗ではない。したがって、(5)は誤りである。

給与振込の取扱い

問 44) 給与振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向金融機関は、受給者の口座相違防止として、振込通知に受給者名と口座番号の2つが必須要件である。
- (2) 給与振込データの発信日は、振込指定日の7営業日前から2営業日前までの6日間となっている。
- (3) 民間企業の給与振込については、被仕向金融機関は、振込指定日の午前10時から支払ができるように入金処理しなければならない。
- (4) 金融機関相互間の資金決済日は、民間企業の給与振込は振込指定日前営業日となっている。
- (5) 入金不能分の取扱いは、仕向店への電話連絡を省略し、直ちに雑為替「付替」により資金を返送する。

正解率 66%

正解 (3)



▶解説

- (1) 仕向金融機関は、受給者の口座相違防止として、振込通知に受給者名のほか貯金種目、口座番号の3つが必須要件である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 給与振込データの発信日の範囲は、振込指定日の5営業日前から2営業日前までの4日間となっている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 民間企業の給与振込については、被仕向金融機関は、振込指定日の午前

- 10時から支払ができるように入金処理しなければならない。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 給与振込の金融機関相互間の資金決済は、系統給与振込取扱要綱あるいは全銀協制定の給与振込事務取扱要領に基づき、民間企業の給与振込は振込指定日当日となっている。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 入金不能が発生した場合、被仕向店の為替担当役席者は、すみやかに電話で仕向店の為替担当役席者あてに連絡するとともに、直ちに雑為替「付替」により資金を返送する。したがって、(5)は誤りである。

口座振替の取扱い

問 45 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者（利用者）の三者で、それぞれ相互に契約を取り交わしており、この三者の法律関係は委任契約とされている。
- (2) 貯金者と収納機関との関係は、利用者（貯金者）が「口座振替払いに関する届出書」を収納機関へ提出することによって、公共料金などの支払方法の変更について両者の間で約束するという関係である。
- (3) 口座振替における金融機関のメリットとして、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ、取引の定着化と当座性の資金が滞留し、貯金の増加につながるものがあげられる。
- (4) 農協系統の口座振替の仕組みで最も多い例は、信連が収納機関と委託契約を結び、農協との間で再委託契約を行って、実務は個々の農協の本支所が行う方式に

なっている。

- (5) 口座振替の振替日は、事務の平準化を考慮して、できるだけ月末日などの忙しい日に集中することは避けるように、金融機関と貯金者の間で相談して決める。

正解率 89%

正解 (5)

▶ 解説

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者（利用者）の三者で、それぞれ相互に契約を取り交わすことによって三者関係が成立し、この三者の法律関係は委任契約とされている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 貯金者と収納機関との関係は、利用者（貯金者）が「口座振替払いに関する届出書」を収納機関へ提出することによって、公共料金などの支払方法を金融機関の口座振替に変更するという両者の間で約束するという関係である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 口座振替における金融機関のメリットの1つは、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ、取引の定着化と当座性の資金が滞留し、貯金の増加につながるものがあげられる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 農協系統の口座振替の仕組みで最も多い例は、信連契約、農協取扱い方式で、信連が収納機関と委託契約を結び、農協との間で再委託契約を行って、実務は個々の農協の本支所が行う方式になっている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 収納機関と口座振替の委託契約を締結する際に、口座振替の振替日は、事

務の平準化を考えて、できるだけ月末日などの忙しい日に集中することは避けるように、金融機関と収納機関の間で振替日を協議して決めている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

歳入金等の取扱い

問 46 歳入金の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 歳入金には、厚生年金保険料、国民年金保険料、国立学校の検定料、交通反則金などがある。
- (2) 歳入金の取扱農協の窓口において受入れることのできるものは、一般会計および特別会計の歳入金と国税収納金整理資金に限られている。
- (3) 農協店舗での歳入金の受入資金は、オンライン取次店の窓口において、当店舗に開設している農林中金名義（信連が歳入復代理店の場合は信連名義）の当座貯金（歳入金等受入専用口座）に入金する。
- (4) 交通反則金については、関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎても受入れることができる。
- (5) 納付金額（合計金額）の訂正、なぞり書き、納付金額「0」のものは受入れることができない。

正解率 78%

正解 (4)



解説

- (1) 歳入金には、法人税・所得税・消費税等の税金のほか、厚生年金保険料、国民年金保険料などの社会保険料、国立学校の検定料、交通反則金などがある。したがって、(1)は正しい。
- (2) 歳入金の取扱農協の窓口において受

入れることのできるものは、一般会計および特別会計の歳入金と国税収納金整理資金に限られている。したがって、(2)は正しい。

- (3) 取扱農協店舗での歳入金の受入資金は、歳入金オンライン取次店舗に開設している農林中金名義（信連が歳入復代理店の場合は信連名義）の当座勘定（歳入金等受入専用口座）に入金する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 歳入金の受入れにおいては、納付期限の確認は原則として不要であるが、交通反則金については、関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎたものは受入れることができない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 歳入金の受入れにおいては、納付金額（合計金額）の訂正、なぞり書き、納付金額「0」のものは受入れることができない。したがって、(5)は正しい。

系統マルチペイメントネットワークシステム (MPN)

問 47 系統マルチペイメントネットワークシステム (MPN) について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) MPNとは、収納機関（官公庁、地方公共団体、民間企業）と金融機関を共同のネットワークで結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する決済に関するデータを伝送・活用し、各種サービスを提供するシステムのことをいう。
- (2) MPNの収納サービスは、公共料金・税金などを、ATM、パソコン・モバイルで支払うことができる。
- (3) MPNのサービスには、収納サービス、口座振替受付サービスおよび口座振替

データ伝送サービスがあるが、収納サービスのオンライン方式以外はサービスの提供が義務付けられていない。

- (4) ATM・インターネットバンクを利用する顧客は、金融機関窓口での支払いが不要となり、金融機関の営業時間外での支払いができるメリットがある。
- (5) MPNの収納サービスが利用できるのは、系統金融機関の窓口で収納することができる歳入金、地方税、公共料金であれば、パソコン、モバイル等により支払いができる。

正解率 28%

正解 (5)



▶解説

- (1) MPNには農林中金が業態会員として、農協・信連、漁協・信漁連が準会員として参加しており、MPNとは、収納機関（官庁、地方公共団体、民間企業）と金融機関を共同のネットワークで結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する決済に関するデータを伝送・活用し、各種サービスを提供するシステムのことをいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) MPNの収納サービスは、顧客が公共料金・税金などを金融機関の窓口のほか、ATM、パソコン・モバイルを利用して支払うことができる。したがって、(2)は正しい。
- (3) MPNのサービスには、収納サービス、口座振替受付サービスおよび口座振替データ伝送サービスがあるが、収納サービスのオンライン方式以外（情報リンク方式など）はサービスの提供が義務付けられていない。したがって、

(3)は正しい。

- (4) MPNのサービス導入のメリットとして、ATM・インターネットバンクを利用する顧客は、金融機関窓口での支払いが不要となり、金融機関の営業時間外での支払いができるメリットがある。したがって、(4)は正しい。
- (5) MPNの収納サービスが利用できるのは、系統金融機関の窓口で収納することができる歳入金、地方税、公共料金のうち、「ペイジーマーク」(Pay-easy)の付いている請求（収納）書に限られている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

預貯金者保護法

問 48 預貯金者保護法に基づく盗難カード等の使用に伴う被害補てんについて、誤っているものを1つ選びなさい（金融機関は善意無過失とする）。

- (1) 貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族によって行われた場合は、いっさい補てんされない。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、本人の重大な過失としていっさい補てんされない。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の重大な過失としていっさい補てんされない。
- (4) 被害額について補てん請求するためには、①金融機関に速やかに盗難の届けを提出していること、②金融機関の求めに応じて盗難の事情、状況について十分な説明が行われていること、③金融機関に対し、捜査機関に対する被害届を提出していることなど、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示して

いること、この3つの要件が必要である。

- (5) 補てんの対象となる金額は、原則としてカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定される。

正解率 43%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 金融機関が善意無過失の場合、貯金の払戻しが貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、同居人、家事使用人によって行われた場合は、いっさい補てんされない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、本人の「重大な過失」としていっさい補てんされない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の「過失」として被害額の4分の3が補てんされる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 被害額について補てん請求するためには、①金融機関に速やかに盗難の届けを提出していること、②金融機関の求めに応じて盗難の事情、状況について十分な説明が行われていること、③金融機関に対し、捜査機関に対する被害届を提出していることなど、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること、この3つの要件が必要である。したがって、(4)は正しい。

- (5) 補てんの対象となる金額は、原則としてカードの盗難等の通知を行った日の30日前の日以降に行われた払戻しの額に限定される。したがって、(5)は正しい。

JAカード、マリンクレジットカード)

問 49) クレジットカード「JAカード」、「マリンクレジットカード」の商品性について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) クレジットカードの主な基本機能としては、ショッピングとキャッシングの2つの機能がある。
- (2) 一般カードの場合、次年度以降の年会費が無料となる条件は、ショッピング利用が年間12万円以上か電気料金の支払いのいずれかを満たせば無料となる。
- (3) ゴールドカードの年会費は、本人が10,000円(税別)で、家族は3名まで無料である。
- (4) ショッピングの利用代金は、毎月末日締切り、翌月末日に貯金口座から支払いとなる。
- (5) 一般カードとゴールドカードには、国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険が付保されている。

正解率 27%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 顧客にとって、クレジットカードの主な基本機能としては、ショッピングとキャッシングおよびローンの3つの機能がある。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 一般カードの場合、次年度以降の年会費が無料となる条件は、①ショッピング利用が年間12万円以上、②電気

- 料金の支払い，③携帯電話料金の支払い，このいずれかを満たせば無料となる。したがって，(2)は誤りである。
- (3) ゴールドカード（JAカードのみ）の年会費は，本人が10,000円（税別）で，家族は3名まで無料である。したがって，(3)は正しく，これが本問の正解である。
- (4) ショッピングの利用代金は，毎月5日締切り，当月27日に貯金口座から支払いとなる。したがって，(4)は誤りである。
- (5) 海外旅行傷害保険は，一般カードとゴールドカードに付保されているが，国内旅行傷害保険はゴールドカードのみで一般カードには付保されていない。したがって，(5)は誤りである。

- (1) デビットカードは，キャッシュカードに「買物などの代金を支払う機能」を付けたもので，カードに「デビット」の機能が登録されている特別なカードではなく，手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとして利用できる。したがって，(1)は誤りである。
- (2) デビットカード利用代金の支払方法は，利用時に即時引落しであり，分割払いの取扱いはない。したがって，(2)は正しく，これが本問の正解である。
- (3) 利用時間は，加盟店の営業時間内ではなく，取扱金融機関の稼働時間内までである。したがって，(3)は誤りである。
- (4) デビットカードの利用時は，本人確認として運転免許証等の公的書類の提示は必要なく，本人確認は利用時に入力するカードの暗証番号である。したがって，(4)は誤りである。
- (5) 日本の「J-Debit」は，海外では利用することができない。したがって，(5)は誤りである。

デビットカード (J-Debit)

問 50 デビットカード (J-Debit) の取扱いについて，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) デビットカードとして利用できるキャッシュカードは，カードに「デビット」の機能が登録されているカードに限られる。
- (2) 利用代金の支払方法は，即時引落しであり，分割払いの取扱いはない。
- (3) 利用時間は，加盟店の営業時間内までである。
- (4) デビットカードの利用時は，本人確認として運転免許証等の公的書類を提示する。
- (5) 日本の「J-Debit」は，海外でも利用することができる。

正解率 72%

正解 (2)

--	--

▶ 解説

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	5	11	3	21	4	31	5	41	4
2	2	12	4	22	3	32	2	42	2
3	3	13	5	23	4	33	4	43	2
4	3	14	4	24	5	34	2	44	3
5	3	15	3	25	3	35	3	45	5
6	3	16	1	26	2	36	1	46	4
7	4	17	3	27	3	37	3	47	5
8	5	18	5	28	3	38	3	48	3
9	5	19	2	29	3	39	3	49	3
10	4	20	3	30	4	40	4	50	2

第 40 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円
(税込)

平成 29 年 8 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビル6F
TEL 03(3217)3071
(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載
落丁・乱丁本はお取り換えします

